

(1) 平成30年第3回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 問	自民党	矢沢議員	学校現場での熱中症対策について、熱中症対策のガイドライン、指針等について	3
			特別教室、体育館への冷房設備の設置について	3
			通学路の安全対策について	4
			平成30年第1回川崎市総合教育会議について	5
			体カテストの結果の評価について	6
			スクールミーティングについて	6
			公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定について	7
			猛暑による公共工事の影響について	7
	公明党	かわの議員	ガラスの飛散防止対策について	9
			支援教育について	9
			フッ化物洗口の小学校1年生での実施について	10
			がん教育の取組について	10
			キャリア在り方生き方教育について	11
			熱中症対策について	11
			学校ブロック塀の安全確保について	11
	みらい	堀添議員	小杉小学校の校歌、工期、施設開放について	13
			学校プールの改修について	14
	共産党	勝又議員	少人数学級の拡充について	16
			学校施設のエアコン設置について	17
			就学援助制度の支給基準について	18
学校のブロック塀の安全対策について			18	

② 決算審査特別委員会

総務分科会

	会 派	委員名	内 容	頁
	公明党	河野委員	防災対策事業について	19

環境分科会

	会 派	委員名	内 容	頁
	みらい	木庭委員	学校の断熱対策について	19

文教分科会

	会 派	委員名	内 容	頁
文教分科会	自民党	本間委員	子どもの泳力向上事業費について	20
		末永委員	委託料について及び教育費全般にわたる謝礼金の 使途について	32
	公明党	山田委員	適応指導教室運営事業について	21
			医療的ケア支援事業について	23
	みらい	松井委員	地域スポーツ人材活用実践支援事業費について	25
			小学校等給食調理業務委託事業費について	26
			校務用コンピュータ設置事業について	27
		岩隈委員	教育費の不用額について	35
	共産党	石田委員	教育委員会の契約案件及び予算流用について	35
			特別教室及び体育館の冷房設備について	28
	無所属	月本委員	県費負担教職員移管経費及び学校運営事業につい て	30
校務支援システムについて			39	

総括質疑

	会 派	委員名	内 容	頁
総括質疑	自民党	原委員	学校給食における食物アレルギー対応について	42
	みらい	木庭委員	障害児の就学と医療的ケア事業について	43
			川崎市スポーツ協会との随意契約について	44
	無所属	重富委員	学校施設における定期点検の不備（ブロック塀） について	45

■ 代表質問（9月12日）自民党 ■

◆学校現場での熱中症対策について、熱中症対策のガイドライン、指針等について

◎質問

今年の酷暑について伺います。学校現場でのプール指導や体育の授業、部活動、校外学習等でのような対応をされたのか伺います。併せて、熱中症対策のガイドライン、指針等の有無について伺います。

◎答弁

はじめに、学校における対応につきましては、今年の夏は、例年とは比較にならない程の早い時期から猛暑日が続いたことから、教育委員会といたしましては、「熱中症は生命を脅かす危険があること」を教職員一人ひとりが自覚を持ち、児童生徒の生命を守るという観点で、安全対策を講じるよう、各学校に再三にわたり文書を発出するとともに、校長会議等において指導してまいりました。

これを受け、各学校では、環境省の示す「暑さ指数（WBGT）」を参考にして、体育活動、水泳の授業、部活動、校外学習等の実施の有無や活動内容等を適切に判断しているところでございます。

また、これら学習活動の実施にあたり、児童生徒の健康安全を第一に考え、実施時間の短縮、十分な休憩時間の確保、こまめな水分補給、帽子の着用、水筒や保冷材の用意等の対策を図っているところでございます。

なお、本年5月1日から8月31日の間に市立学校生徒が、熱中症の疑いがあるとして救急搬送された件数は16件で、いずれも軽症でございました。

次に、ガイドライン、指針等につきましては、環境省が定める「日常生活に関する指針」では、暑さ指数28℃以上31℃未満は「厳重警戒」、31℃以上は「危険」、また、「運動に関する指針」では、暑さ指数31℃以上は「運動は原則禁止」としており、本市では、各学校においてこの基準で判断するよう指導し、児童生徒の健康管理、安全対策に取り組んでいるところでございます。

◆特別教室、体育館への冷房設備の設置について

◎質問

本市立学校では、既に全校の特別教室を除く普通教室に冷房設備は設置されていますが、理科室や音楽室、図工室、美術室等の特別教室、そして何よりも災害時の避難場所となる体育館には未設置です。早急な対策を求めるものですが、今後の取組について市の見解を伺います。

◎答弁

特別教室の空調設備の設置につきましては、現在、学校施設長期保全計画に基づく再生整備工事において設置を進めるとともに、各学校の個別の状況等を勘案し、設置しているところでございますので、今後も取組を進めてまいります。

体育館の空調設備につきましては、文部科学省が公表した平成29年度の「公立学校施設の空調設備設置状況調査」によりますと、全国の設置率は、武道場を含めまして、1.2%という状況でございます。本市におきましては、体育館の換気に支障がある等の理由により、3校の体育館に空調設備を設置しており、また、菅生小学校の体育館におきましては、再生整備工事の際に、外気を地中熱で冷やして体育館内へ供給する「クール&ヒートチューブ」システムを導入しているところでございます。

現状では、具体的な設置予定はございませんが、大空間での効率的な空調の方法等について、先進事例を研究するとともに、国や他都市の動向等を注視してまいります。

◎再質問

次に、体育館の冷房設備について再度伺います。教育委員会からは体育館への冷房設備については、具体的な設置予定はないとの答弁が示されています。避難者が僅少であったことから事なきを得ましたが、仮に大規模な災害が生じていれば、避難者が殺到し、熱中症等の二次災害の危険性は十分に想定され得るものです。避難所における課題に対して、この夏の教訓をいかに生かそうとしているのか、体育館の冷房整備と危機管理時における局間連携について、教育次長に伺います。

◎答 弁

これまででも学校施設につきましては、学校教育における児童生徒の使用だけではなく、災害時に避難所として重要な役割を担っていることから、関係局と連携しながら防災機能の強化に努めてきたところでございます。

体育館の空調設備の整備につきましては、この夏の気温上昇や既存の体育館への空調設備の設置等に係る課題を踏まえ、関係局と協議するとともに、国や他都市の動向を注視してまいります。

◆通学路の安全対策について

◎質 問

通学路の安全対策について伺います。

過日の大阪府北部地震による死者のうち1名は、登校途中の小学生でした。我が会派は、この痛ましい事故を受け、翌19日に教育委員会へ「本市の学校におけるブロック塀等の倒壊への対策について」の申し入れを行いました。これにより、教育委員会は、さっそく学校のブロック塀の安全点検を行うと共に、学校長あてに、通学路の安全点検の実施、危険箇所の確認の依頼を行いました。学校からは、83件が危険箇所と報告され、教育委員会が調査を行った結果、70件がさらに詳細な確認が必要な箇所とされましたが、除外された13件と併せて、その内容と今後の対応について伺います。

学校の報告からも分かるように、危険建築物はブロック塀だけではありません。ブロック塀以外の万年塀などの対応はどのようにしていくのか。具体的なスケジュールと対応について伺います。

また、通学路における個人所有の危険なブロック塀の撤去について、所有者の理解と協力が必要です。協力が得られない場合や改修までの間は、通学路の変更などもあるのか伺います。

◎答 弁

はじめに、学校が実施した安全点検の結果につきましては、専門職による現地調査が必要であると判断したブロック塀及び万年塀70件は、老朽化によるひび割れ・傾きがあるもの、及び高さ2メートルを超えるものでございました。

また、対象外といたしました13件は、教育委員会事務局職員が現地確認した結果、老朽化した建物や構造物等ございました。

現在、専門職による現地調査を実施するとともに、所有者あてにパンフレットを配布するなど、注意喚起等の対応を行っているところでございます。

また、現地調査の結果、安全対策が必要と思われる箇所につきましては、所有者向けの改善指導等をまちづくり局に要請するとともに、警察や関係局区で構成する「通学路安全対策会議」の各区部会の中でも情報を共有し、引き続き、民間ブロック塀等に関する情報提供等、関係機関に協力を要請してまいります。

次に、現地調査の対象外とした13件の対応につきましては、現在、関係局と協議しているところでございます。

次に、通学路の変更につきましては、専門職による現地調査の結果を踏まえ、学校とも十分に協議しながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

◆平成30年第1回川崎市総合教育会議について

◎質問

次に、平成30年度第1回川崎市総合教育会議について伺います。

本年7月27日に開催された会議では、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方向性について」議論されました。

教職員の長時間勤務が社会問題となる昨今、市長、教育長、本市教育委員が、課題の解決に向け検討する会議は大変意義深いものです。

現在、本市の小中学校における平日学内勤務時間は、小学校で10時間40分、中学校では11時間23分であり、休憩時間も満足に取れず、部活動指導や校務分掌事務、保護者対応等に追われる現状も報告されました。議事録によれば、「長時間勤務をどのように軽減していくか」、「教職員全体の働き方に関する意識改革をどのように進めていくか」のテーマを議論し、出席者からは「理科のみならず体育科も支援員が必要」、「事務支援員や部活動指導員の増員」、「夏休みをとり年間の授業準備をする時間を確保する」、「ICTの活用でベテラン先生が作る資料等をクラウドで共有」、「民間企業社員を講師として働き方改革の研修を行う」等の有益な意見が寄せられました。これらの意見に対する見解を伺います。

◎答弁

教職員の働き方・仕事の進め方改革に向けた取組につきましては、予算を伴う取組や関係局区と連携を図りながら実施する必要がある取組もございますので、今後、関係局や学校現場と協議を進め、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」を策定することとしております。

策定にあたりましては、このたびの会議でいただいた様々な御意見等を踏まえるとともに、今年度、試行的に取り組んでいる教職員事務支援員や部活動指導員の配置、学校閉庁日の設定などの取組の効果と課題等の検証なども含め、取りまとめてまいります。

◎質問

会議の議論を今後どのように課題解決の取組に活かしていくのか、市長と教育長にそれぞれ伺います。

◎答弁（市長答弁）

このたびの総合教育会議では、教員の負担軽減が社会的な課題となっていることから、長時間勤務の是正や教職員全体の働き方に関する意識改革についてテーマとして取り上げ、教育委員会と協議・調整を行ったところでございます。

教育委員との意見交換を通じて、保護者や市民の理解を得ながら、これまでの教職員の「働き方」と「仕事の進め方」を変えることが、長時間勤務の是正や、ひいては、子どもたちへの豊かな教育につながるものと改めて認識したところでございますので、教育委員会と連携しながら、教職員の働き方・仕事の進め方改革の取組を推進してまいります。

◎答弁（教育長答弁）

このたびの会議におきまして、教職員が心身ともに健康を維持し、職務にやりがいや誇りを持ち続けられることを大切にしながら、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に、一層専念できる環境を整えることが、学校教育の充実や、子どもたちの豊かな学びにつながると思

いを共有できたところでございます。

今後も、会議での議論を踏まえ、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現しながら、本市の学校教育がさらに充実・発展していくよう、教職員の働き方・仕事の進め方改革の取組を推進してまいりたいと存じます。

◆体力テストの結果の評価について

◎質 問

体力テストの結果の評価について伺います。先日報告された第1期実施計画総括評価における子どもの「体力テストの結果」に関する評価では、平成29年度、小学校では目標値100に対し、男女平均約99.8%と目標に達成していますが、中学校では男女平均約94.0%と目標を下回っている結果が示されました。この目標値の設定は、体力合計点の神奈川県の実績を100とした際の本市の割合ですが、神奈川県の実績を目標設定としている理由を伺います。

スポーツ庁が公表している小学校5年生と中学校2年生を対象とした平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、体力テストにおいて、神奈川県は全8種目の合計点の平均が男女いずれも全国を下回っている状況です。神奈川県の実績を100とする目標設定自体、残念ながら、子どもたちの運動能力の向上を本気で目指す姿勢が窺えません。本市の中学校2年生は、男女共に全国政令市の中で最下位だったという事実も重く受け止め、目標設定の見直しを含めた検討が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

◎答 弁

はじめに、目標値につきましては、体力テストの結果は、運動習慣のみならず、居住環境や通学距離などに関連があることから、生活環境の類似する神奈川県の実績を、目標値として設定したところでございます。

次に、今後の対応等につきましては、本市の中学生は、体育祭での活動の様子や運動部の活躍等からも、一定の運動能力が認められており、運動意欲があり、運動習慣も身につけていると考えられる状況にもかかわらず、基礎的な運動能力を測る体力テストの結果に結びついていない要因があると認識しております。

今後も引き続き、調査結果の分析・考察を深め、走り方や投げ方など、基礎的な身体の動きが身につくよう、指導方法等の工夫改善に努めるなど、必要な方策を検討してまいります。

◆スクールミーティングについて

◎質 問

次に、スクールミーティングの開催について伺います。本取組は、平成19年度より実施されており、教育委員会が、教育現場の実際の取組にふれ、生徒・教職員・地域の方々の意見を直接聞くことにより、課題やニーズを把握し、今後の教育行政に活かしていくことを目的として、実施しているとのこと。本年度第一回目は7月10日に桜本中学校で開催され、教育委員が『自分の人生を切り拓こう』とのテーマで授業が行われました。本意見交換等を通じて、どのような評価の声が寄せられ、今後の施策に活かせる点はあったのか、また、今後の取組について伺います。

◎答 弁

はじめに、桜本中学校で開催いたしましたスクールミーティングにおける意見交換会につきましては、「桜本中学校をよりよくするために」をテーマとして実施し、生徒からは、「小規模校のため先輩・後輩の仲が良い」、地域の方からは、「生徒は、まちで会うといつも大きな声で挨拶してくれる」、教職員からは、「学校行事に積極的で、最後までやり遂げる力が育ってきた」などの意見がございました。

次に、今後の施策に活かせる点につきましては、生徒同士の顔の見える関係や、生徒の主体的な取組姿勢を「強み」として、学校ごとの特性に応じた長所を伸ばす視点の重要性を認識したところでございます。

今後とも、スクールミーティングを通じて、教育委員会が、学校現場との相互理解を深めるとともに、学校ごとの特性に着目しながら、個々の課題やニーズを把握し、活力のある教育行政の推進に取り組んでまいります。

◆公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定について

◎質問

公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定について伺います。

同法人は安全安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給し、保護者等への負担軽減を図る事を目的としております。一方で、昨今の大雨や猛暑等の不安定な気候の影響を考えると、仕入れ価格が高騰するなどの懸念もあり、食材費相当として集金している給食費にも影響を及ぼしかねません。気象状況による急激な価格変動が起きた際の対応について伺います。

給食費徴収業務について、学校と連携して給食費を効率的に回収するとの方向性が示されていますが、働き方改革も叫ばれる昨今、教職員の負担についての見解を伺います。

未納のまま児童・生徒が卒業した場合、一定の期間の後に債権放棄を進めるとのことです。債権放棄の具体的な条件を設ける必要がありますが、見解を伺います。

◎答弁

はじめに、給食物資の価格高騰への対応等につきましては、気候の影響による食材価格の動向を注視し、価格高騰の際には、食材の変更や、使用量の減量等、献立を工夫することにより、給食費に影響が出ないよう対応しているところでございます。

次に、学校給食費の徴収業務における教職員の負担につきましては、文部科学省から通知された「学校における働き方改革に関する緊急対策」におきまして、学校における業務改善の取組の一つとして、給食費の公会計化が示され、本年度中に「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」の策定が計画されております。

本市におきましても、今後示される国のガイドラインや他都市の状況等を踏まえ、学校給食費の公会計化に係る課題を整理し、教職員の負担軽減につながる取組となるよう導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の管理等につきましては、学校給食費は、公平性、公正性の観点から、未納額は可能な限り少なくしていくことが重要であると認識しております。そのため、学校給食会で管理している債権につきましては、未納者の状況を詳細に把握している各学校との連携を図りながら、きめ細やかな取組により納付を促しております。

また、学校給食会では、公認会計士から、居所不明等やむを得ない場合には、債権を放棄するよう会計処理について指摘をいただいたことなどから、弁護士と協議の上、平成28年1月に「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」及び「公益財団法人川崎市学校給食会債権に関する取扱要領」を定め、適正な債権管理に努めているところでございます。

◆猛暑による公共工事の影響について

◎質問

次に、本市発注の公共工事における労働環境について伺います。

猛暑となった今年の夏は、外で作業される方々にとって、例年になく厳しい環境での作業となり、十分な休憩と水分補給が必要なため、作業などに遅れが出ていることも聞き及びます。国土

交通省からも、「工事現場等の安全対策について」として、高温多湿な作業環境下での必要な措置などを求める通知が出されていますが、現在契約している公共工事などに、どのような影響がでているのか、教育委員会に伺います。

◎答 弁

教育委員会関連の事業といたしましては、現在、立替施行方式で実施しております「小杉駅周辺地区小学校新設事業」に係る工事4件について、当該事業を受託する「一般財団法人川崎市まちづくり公社」から、国の要請を踏まえた作業日程の調整を行うに当たり、完成期限を、本年12月28日から、年末年始の休業期間を除いた2週間程度の延長をしたい旨の申し出があり、協議を行ってまいりました。

良好な作業環境の確保の観点から、申し出の内容は妥当なものであることに加え、工期が延長されましても、平成31年4月の開校に影響はないことから、今後、まちづくり公社と施工業者間で契約内容の変更が行われる予定となっているところでございます。

◆ガラスの飛散防止対策について

◎質問

窓ガラスの飛散防止対策です。

学校の耐震化・老朽化対策の一環として、これまで窓ガラスの飛散防止対策に取り組んできました。飛散防止フィルムで対策をした箇所について、このフィルムの耐用年数は概ね10年であるため、計画的な貼替、強化ガラスなどへの更新が必要となります。現状と今後の取組を伺います。

◎答弁

校舎の窓ガラスにつきましては、平成24年度から飛散防止フィルムの貼付に着手し、本年度末をもって対象となる115校のうち102校の対策を完了し、未実施の13校については、学校施設長期保全計画に基づく再生整備等において、強化ガラス化するなど飛散防止対策を実施してまいります。

また、体育館の窓ガラスにつきましては、平成7年度及び8年度に、全ての体育館の窓ガラスに飛散防止フィルムの貼付を行ってまいりましたが、一部のフィルムに劣化が見られることから、現状を確認の上、計画的な張り替え等について、検討してまいりたいと考えております。

◆支援教育について

◎質問

本市では、不登校やいじめの問題への対応と教育的ニーズのあるすべての児童生徒に対し、児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーター等を配置し、併せてスクールカウンセラーによる相談体制やスクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携を図っております。そこで、近年の傾向と、これらの効果、取組を伺います。

また、スクールソーシャルワーカーによる専門機関との連携は、どのような事例があるのか伺います。

先日、帯広市教育委員会の幼保小中連携と釧路市の児童発達支援センターを視察してきました。

学校間の連携を強化し、子どもの学びと育ちを繋ぐ仕組みの大切さと、切れ目ない療育と支援について改めて認識しましたが、本市の幼保期から小学校や中学校等の学校間の連携の現状と課題、今後の取組を伺います。

◎答弁

はじめに、近年の傾向等につきましては、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に通う児童生徒が増加するとともに、不登校やいじめ等の背景や要因が多岐にわたり、教育的ニーズが多様化・複雑化しております。

これらの児童生徒一人ひとりに適切な支援を行うため、小学校では児童支援コーディネーターが、中学校・高等学校・特別支援学校では特別支援教育コーディネーター等が、特別支援教育・児童生徒指導・教育相談等の校内支援体制の中核を担い、課題の早期発見・早期対応に努めているところでございます。

また、必要に応じて、各学校のコーディネーターが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、子どもを取り巻く環境への働きかけをするとともに、医療や福祉の関係機関と連携して対応しているところでございます。

このような取組によって、子どもを取り巻く環境の調整や改善が図られ、学校と家庭とが協働して、児童生徒の教育的ニーズに適切に対応できるようになった等の効果が、認められていると

ころでございます。

次に、スクールソーシャルワーカーによる専門機関との連携事例につきましては、例えば、児童生徒の発達面に課題があると思われる場合には、療育センターや医療機関等と、また、家庭の養育状況に課題があると思われる場合には、区役所の地域みまもり支援センターや児童相談所等と連携して、解決を図っているところでございます。

次に、幼保小の連携につきましては、本市では、支援が必要な児童について、個別の教育支援計画を活用して療育センター等と連携を図っております。就学前の教育相談や、入学後の学級担任と保護者との面談の際に、個別の教育支援計画を用い、これまでの支援の円滑な引き継ぎや児童理解に役立てているところでございます。

小中学校の連携につきましては、特別支援教育コーディネーター連絡会議等において、支援体制にかかわる情報交換を行う他、各中学校区で情報を共有し、進学後の適切な支援の継続に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、幼保期から学齢期における切れ目のない支援を図ることは重要であると考えておりますので、今後も、学校間や、学校と関係機関等との、より有効な連携が推進できるよう、努めてまいります。

◆フッ化物洗口の小学校1年生での実施について

◎質問

国において、口腔ケアの重要性が示される中、歯にとって最も大切な4歳から14歳に第1大臼歯、第2大臼歯が生え変わる時期を迎えます。既にフッ化物洗口を行っている幼稚園や保育園も多くあり、子どもの学校生活の第一歩となる小学校1年生で実施すべきです。見解と対応を伺います。

◎答弁

歯科口腔保健の取組につきましては、日常生活におけるセルフケアが基本となることから、文部科学省の歯科保健資料やかわさき保健医療プランを踏まえ、学齢期においては、歯周病やむし歯の予防についての理解、望ましい口腔ケア習慣の自律を視点に、定期の歯科健康診断や特別活動等における歯科保健指導等を実施しているところでございます。

学校におきましては、保護者に向けて、「歯科健康診断結果のお知らせ」の中で、フッ化物の応用について、かかりつけ歯科医等へ相談すること等を促しており、今後も家庭と連携しながら、児童生徒の健康によい生活習慣の形成を図ってまいります。

◆がん教育の取組について

◎質問

我が党は、がん教育について国民の2人に1人が罹患する時代であることから正しく向き合う大切さを訴えてきました。本市のがん教育の取組を伺います。

◎答弁

がん教育につきましては、現行の学習指導要領におきまして、小学校の体育、中学校及び高等学校の保健体育の「病気の予防」や「健康な生活と疾病の予防」等の単元の中で、「がん教育」に取り組むこととされているところでございます。

本市におきましても、各学校での取組に加え、平成26年度から、毎年、「がん教育に関する講演会」を開催するとともに、平成27年度には、川崎市学校保健大会において、「がん教育」を取り上げ、学校関係者を対象に研修を行ってまいりました。

新学習指導要領では、中学校及び高等学校におきまして、「がんについても取り扱うものとする」

と明記されておりますので、その内容等を踏まえながら、がん教育を推進してまいります。

◆キャリア在り方生き方教育について

◎質問

キャリア教育についてです。

今後の推進としてキッズタウンとして活動し、国や神奈川県等からも高く評価されている田園調布学園大学の「ミニたまゆり」などを参考に租税教育や主権者教育、社会の仕組み等の専門的知見を持つ弁護士や司法書士、税理士、社会保険労務士等を活用したキャリア教育の推進を提案したいと思います。見解と対応を伺います。

◎答弁

人材を活用したキャリア教育の推進につきましては、学習指導要領に基づく教科等の学習内容の深化を図るため、各学校では様々な外部人材を講師として活用しているところでございます。

専門的知見をもつ人材を活用することは、学校での教育活動において有意義なものと考えますので、今後も、各学校における創意工夫を大切に学習活動が展開できるよう支援してまいります。

◆熱中症対策について

◎再質問

熱中症対策について再度伺います。先ほど、健康福祉局長より「小中学校等におきましては、こまめな水分補給の推奨等、安全対策を講じている」との御答弁でした。

今年の7月、愛知県豊田市の市立小学校での郊外学習で熱中症を発症した小1男児が亡くなる事故が発生しました。児童の命を守る為、登下校時も含め「こまめな水分補給」が大切です。

保護者の方々より「水筒の持参が認められていない学校がある。保護者判断で水筒の持参ができる様、案内を出してほしい」との声が届いています。

全家庭への通知やメール配信等を利用して案内する等、全市立小学校への丁寧な徹底が重要です。今後の対応について伺います。

◎答弁

各学校におきましては、児童生徒の健康安全を第一に考え、活動内容に応じて、十分な休憩時間の確保、帽子の着用等の対応をするとともに、水分補給につきましても、日常からこまめに行うよう指導しているところでございます。

教育委員会といたしましても、学校の状況や活動内容に応じて、児童生徒が水筒を用意するなど、適切に判断するよう、指導してきたところでございます。

今後の対応といたしましては、児童生徒の生命を守るという観点で、日常的な水筒の用意を含めた熱中症対策を講じるよう、各学校に周知徹底してまいります。

◆学校ブロック塀の安全確保について

◎再質問

公共施設の中の学校ブロック塀の安全確保についてです。

委員会において本市の点検状況等についても報告があり、速やかな対応を求めてきたところでございます。

答弁では、撤去行程を「撤去・仮囲い」と「新設」の2つに分け9月中に撤去を完了することです。しかしながら、その工程に至る前の状況が貼り紙1枚による対応が散見されます。

改めて対応を伺います。

◎答 弁

現在、高さ 2.2mを超えるブロック塀につきましては、6校中3校で撤去が完了し、残り3校のうち2校は、撤去中、また1校は、今週中に、撤去に着手する予定でございます。

なお、高さ 2.2m以下で仕様を満たす控え壁がなく、現行の建築基準法に適合しない疑いのあるブロック塀につきましても、当面の安全確保策として、必要に応じ、公道等に面している箇所へのカラーコーンの設置や児童生徒の通学時の迂回措置等を図るとともに、早急な撤去等について関係局と調整を行っているところでございます。

■ 代表質問（9月13日）みらい ■

◆小杉小学校の校歌、工期、施設開放について

◎質問

来年4月に開校予定の小杉小学校について伺います。今年6月、開校準備連絡調整会議が開催されました。その中で、3つの調整事項が議題となりましたが、出席委員より様々な課題点が言及された所です。

まず、開校に関するスケジュールについて伺います。まず、校章について、児童から募集した校章デザインを基に検討し、先月末決定していますが、校歌については、来年度検討するとしています。その理由を伺います。また校章同様に歌詞等について、生徒が作成に関与する機会を設けていくべきと考えますが見解を伺います。

工期については、12月末完成、その後、校舎の取得を予定していますが、議会承認が必要となります。開校準備期間確保の観点からスピード感を持った対応の必要性について見解を伺います。

次に、施設開放については、今月までに開放可能施設及び設備の確認が行われておりますが、人口増加などを背景に更なる公共施設の有効活用が望まれています。これまで市民に多様な活動の場を提供してきた学校施設有効活用事業ですが、校庭と体育館に加え、オープンスペースや屋上運動場といった施設もその対象となるよう地域より期待されています。開放対象施設について具体的に伺います。

また、その開始時期については、開校から半年が経過した9月を予定していますが、委員から「学校外の方からも学校を支援していただくという意味では、開校時から早急に行うべき」との意見も出されています。施設開放委員会の人選など課題点もありますが、スケジュールの精査により前倒しも可能と考えます。見解と対応を伺います。

◎答弁

はじめに、校歌につきましては、児童が校歌作成に関わることで、小杉小学校への思いや愛着をもつことができると考えておりますので、開校後に教育活動のひとつとして取り組んでまいります。

次に、校舎の取得につきましては、4月の開校に向けて、校舎取得後、入学説明会の開催や備品の搬入等、開校準備に十分な時間を確保する必要がございますので、準備に支障がないよう対応してまいりたいと考えております。

なお、建設工事につきましては、当該工事を受託する「一般財団法人川崎市まちづくり公社」において、猛暑により作業員等の健康状態に留意するなどの対応を図っていることから、年末年始の休業期間を除いて2週間程度の工期延期が見込まれておりますが、開校に影響はないものと考えております。

次に、施設開放につきましては、開放施設といたしまして、校庭、体育館に加え、更なる開放が可能となるよう、地域ラウンジや特別活動室などの整備を進めているところでございます。その他、地域行事等による学校施設の使用につきましては、諸室の配置状況やセキュリティ等を考慮しながら、対応してまいりたいと考えております。

今後、地域の方々により運営を行っていただくための「学校施設開放運営委員会」の立ち上げや、施設の状況に応じた開放ルールの方針の策定のほか、利用登録の承認手続などが必要となりますことから、開放の開始時期につきましては、開校に向けた準備作業や新年度の学校運営の状況を踏まえ、地域の皆様の御協力や御意見をいただきながら検討を進めてまいります。

◆学校プールの改修について

◎質問

次に、学校プールの改修について伺います。市内の公立学校の 26 校において“学校プール”に関する要望が寄せられており、その中でも老朽化や汲み置き式の課題から改修に対する内容がほとんどです。

まず、本市に設置されている学校プールの施設において、汲み置き式や循環式など設備の種類別の校数について伺います。また、築年数が 40 年を越えるプールは、多くの場合、改修や改築を要します。予備軍となる築 30 年以上を含めた校数についても伺います。

また、それら設備における費用対効果について、汲み置き式で掛かる水道代や薬品代、循環式で掛かる電気代などを加味したそれぞれの設備における評価を伺います。また、改修などによる具体的な改善事例も確認しておきます。

特に、汲み置き式においては、毎週の排水・清掃、休日出勤による水貯めと定期的な監視、学年ごとの水位調整など、その為に人員と時間が割かれ、大変な労力を要するものですが、この点についても見解を伺います。

具体的な事例として、中原区にある木月小学校では、供用開始後、45 年が経過しており、プール改修を求める要望書が先月、PTA並びに当該学区の町会連名により提出されました。短期及び中長期での課題点が示されましたが、それぞれ対応を伺います。

また、この小学校では、今年度、児童増加を見据えた敷地調査が予算化されております。他の小学校での対応事例を踏まえ、今後、校舎の増改築等が行われた機会を通じて、建物に併設するなど抜本的な取組も可能と考えますが、見解と対応を伺います。

◎答弁

はじめに、本市の学校プールの設置状況につきましては、全 174 校のうち、プールが設置されている学校は 165 校で、そのうち、循環ろ過方式は 138 校、ろ過装置未設置は 27 校でございます。また、プールの築年数が 30 年以上の学校は 83 校、うち、築年数が 40 年以上となる学校は 32 校でございます。

次に、プールの維持管理につきましては、ろ過装置未設置校においては、文部科学省の定める「学校環境衛生基準」に基づき、1 週間に 1 回以上水を入れ換え、この換水時に清掃を行うことと定められており、プール授業を行う期間中の水道使用料や、換水時に行う清掃用の薬品代、消毒薬購入代等の経費を要します。一方、循環ろ過方式においては定期的な換水の必要はございませんが、期間中、装置の循環に係る経費を要します。また、既存プールへの、ろ過装置の設置には、相当の経費や技術的な検討を必要とするところでございます。

次に、プールの改修につきましては、現状においては、既存のプールを維持するため、不具合のある箇所を修繕するなど、個別に対応しているところでございます。

なお、校舎改築・増築時に、当該校舎の屋上にプールを配置した事例はありますが、グラウンドの狭隘化や新設する校舎の配置場所確保などを理由とするものでございます。

ろ過装置未設置校における定期的な換水に係る経費や労力等の課題は認識しているところでございますが、今後も、既存のプールにおいて安全に授業が行えるよう、対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、木月小学校につきましては、要望書に、早期改修を要する課題として記載のあるプールサイドの突起物・障害物や、排水溝からの水漏れなどについては、現在、現地調査等を行い、対応策を検討しているところでございます。

なお、児童増加対策につきましては、今年度の基礎調査業務において、増築校舎の配置計画等を検討しているところでございますが、今後、児童の長期推計の動向に応じて、設計・工事に着手していく予定としております。

校舎増築計画につきましては、教室不足の解消を基本的な考え方としつつ、グラウンドの狭隘化やプールの課題等を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

■ 代表質問（9月13日）共産党 ■

◆少人数学級の拡充について

◎質問

先の文教委員会の請願審査のとき、学級編成権が県から市へと移管後、少人数学級が拡充した政令市について教育委員会は状況を正確に把握していませんでした。改めて伺いますが、政令市への市費移管後、小学校3年生以上で少人数学級が実現した、もしくは今年度中に実現する予定の政令市はいくつありますか、伺います。

◎答弁

県費負担教職員の市費移管後に、小学校3年生以上で少人数学級を実施した政令指定都市は、本年7月に各市に聞き取り調査をした結果、仙台市、千葉市、新潟市、堺市、北九州市の5市でございました。

◎質問

学級規模といじめ・不登校との関係についてです。文部科学省の資料では、「90%以上の子どもが35人以下学級に在籍している県は、それ以外の県よりも、1,000人当たりのいじめの件数が少ない」また、各県の取組と効果では「山形県や大阪府では、少人数学級導入後で不登校の出現率や欠席率が低下」と報告されています。これらの少人数学級効果について、教育長の見解を伺います。

少人数指導と少人数学級の評価についても文科省調査資料を教育委員会からいただきました。少人数指導と少人数学級を実施した小中学校へのアンケート調査の結果は「総じて児童生徒の学力が向上した」は少人数学級では98.7%の小学校が、中学校では94%が評価しています。「学力の底上げが図られた」は小学校で98.7%、中学校で97.3%が評価しています。「不登校やいじめなど問題行動が減少した」「児童生徒の基本的な生活習慣は身についた」の項目では、「とてもそう思う」が少人数指導より少人数学級での評価がよく、5倍以上の違いがでました。この評価についても教育長の見解を伺います。

◎答弁（教育長答弁）

はじめに、学級規模といじめ・不登校との関係につきましては、平成22年に文部科学省が作成した資料に記載があったことは存じております。

しかしながら、本市の児童生徒の問題行動等の状況調査結果からも分かるとおり、不登校につきましては、家庭生活に起因するもの、学校生活に起因するもの、本人の不安や無気力に起因するものなど、要因はさまざまでございますので、単純に少人数学級だけで解決できる問題ではないものと考えております。

次に、少人数指導と少人数学級の評価につきましては、少人数学級により、子ども一人ひとりに目が行き届きやすくなるなど一定の効果はあるものと考えておりますが、本市といたしましては、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数学級も含め、少人数指導やティームティーチングを選択できるようにしており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるよう、教育環境の充実を図ることが重要であると考えております。

◎再質問

少人数学級について、再度伺います。

学級規模といじめ・不登校との関係について、単純に少人数学級だけで解決できる問題ではな

いと答弁でしたが、私たちもそんな単純なものとは毛頭考えていません。しかし、川崎の不登校は一時減ったものの、また増えています。だからこそ、効果が実証されている少人数学級も含めたあらゆる取組が必要でないか、ということです。

少人数指導と少人数学級の評価について、少人数学級では、子ども一人ひとりに目が行き届きやすくなるなど一定の効果はあると答弁されました。少人数学級の取組で、不登校やいじめなどの問題行動が減少した、との項目はとても高い評価でした。これはとても重要なことではないでしょうか。少人数学級をベースに、教育的ニーズに取り組むことこそ必要なのではないですか。川崎がなんでこんなに少人数学級に消極的なのか、取り組んだ自治体であのようなよい効果ができていることをどうして川崎で生かそうとしないのか、理解に苦しみます。

県費負担教職員の市費移管後、5つの政令市が小学校3年生以上で少人数学級を実施し、20政令市のうち12政令市での実施になりました。再度、拡充について伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

いじめや不登校への対応につきましては、一人ひとりの生徒が抱えている悩みや不安、家庭の環境等を情報共有し、学校が組織的に対応していくことが大切であると考えております。

本市におきましては、少人数学級も含め、少人数指導等、きめ細やかな指導が行えるよう、引き続き各学校の実情に応じた教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えておりますが、少人数学級がもたらす効果も、十分に認識しているところでございます。

今後、さらなる少人数学級の実施の拡大を図るためには、国による義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となりますことから、引き続き、指定都市教育委員会協議会、指定都市市長会等、さまざまな機会を通じて国に強く要望してまいります。

◆学校施設のエアコン設置について

◎質 問

小中学校の普通教室はすべてにエアコンが設置されていますが、特別教室の設置が遅れています。音の問題などで窓を閉め切る必要がある音楽室やパソコン室、図書室は設置が進められてきましたが、それ以外の教室では、小学校での設置は約5割にとどまり、中学校では、普通教室よりも移動によって、特別教室の利用頻度が高いと指摘されているにもかかわらず、設置はおよそ3割です。体育館へのエアコン設置は、3校のみです。命にかかわることであり、設置を急ぐべきです。伺います。

◎答 弁

特別教室の空調設備の設置につきましては、現在、学校施設長期保全計画に基づく再生整備工事において設置を進めるとともに、各学校の個別の状況等を勘察し、設置しているところでございますので、今後も取組を進めてまいります。

体育館の空調設備につきましては、文部科学省が公表した平成29年度の「公立学校施設の空調設備設置状況調査」によりますと、全国の設置率は、武道場を含めまして、1.2%という状況でございます。本市におきましては、体育館の換気支障がある等の理由により、3校の体育館に空調設備を設置しており、また、菅生小学校の体育館におきましては、再生整備工事の際に、外気を地中熱で冷やして体育館内へ供給する「クール&ヒートチューブ」システムを導入しているところでございます。

現状では、具体的な設置予定はございませんが、大空間での効率的な空調の方法等について、先進事例を研究するとともに、国や他都市の動向等を注視してまいります。

◆就学援助制度の支給基準について

◎質問

就学援助制度についてです。

政府は、10月から生活保護制度の食事などの日常生活費に充てる「生活扶助」を最大5%減額する引き下げを実施します。都市部の「夫婦と子ども2人の世帯」では年10万円以上も少なくなるケースがあると試算されており、子育て世帯に大打撃となります。本市の就学援助の基準は生活保護基準に準するとされており、生活保護基準が削減されたことに伴い連動させれば、現在の基準で就学援助を利用できる世帯が、利用できなくなってしまいます。昨年8月の子ども・若者生活調査の分析結果では、貧困の連鎖を防ぐために既存制度の底上げが必要だと結論づけられました。子どもの貧困対策が待たなしのいま、生活保護基準の引き下げに連動させるべきではありません。伺います。また、今こそ就学援助費の支給基準を生活保護基準の1.2倍以上に引き上げるべきです。伺います。

◎答弁

本市では、就学援助の認定に際し、生活保護を受給している要保護者に加え、生活保護基準額の1.0倍以下の所得を基準として認定した準要保護者に対し、就学援助費を支給しているところでございます。

準要保護者の認定につきましては、各自治体が採用している生活保護基準額に乗じる倍率や、参照している生活保護の扶助の種類はさまざまでございますので、単純な比較はできませんが、今後につきましても、適切な援助を図ってまいりたいと考えております。

◆学校のブロック塀の安全対策について

◎質問

高さが2.2mを超えるブロック塀のある6校については、補正予算で新規フェンス設置が提案されていますが、高さ2.2m以下で控壁が仕様に適合しない12校の塀についても、予算を確保して早急に撤去・新設を具体化するべきです。伺います。

◎答弁

現在、高さが2.2mを超えるブロック塀の撤去等について、優先的に対応を図っているところでございますが、高さ2.2m以下で仕様を満たす控え壁がなく、現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀につきましても、早急に撤去等できるよう関係局と調整を図っているところでございます。

■ 決算審査特別委員会総務分科会（9月20日）公明党 河野委員 ■

◆防災対策事業について

◎質問①

避難所開設及び避難所運営についてです。

「テレビの設置」について「施設や備品の活用方法などを協議の上、避難者数や避難期間等を考慮しながら、柔軟に対応できるように関係局区と連携して取り組んでいく」との事でした。

避難所施設となる教育委員会の見解と今後の取組を伺います。

◎答 弁

避難所におけるテレビの設置につきましては、避難者のための情報収集手段として、非常に有効なものと認識しているところでございます。

各学校におきまして、テレビの利用状況や配置場所がそれぞれ異なりますので、避難所における具体的なテレビの活用方法については、あらかじめ各避難所運営会議の場において調整が図られるよう、関係局区と連携してまいります。

■ 決算審査特別委員会環境分科会（9月25日）みらい 木庭委員 ■

◆学校の断熱対策について

◎質問①

本市では、市建築物の環境配慮標準を「創エネルギー」「省エネルギー」「蓄エネルギー」の項目に分け、庁舎・学校・子育て支援施設・福祉医療施設・病院・市民利用施設など用途や、構造、経過年数、延べ床面積など毎に環境配慮技術の導入可能性を評価し、一覧表を策定し、各局に示しているということです。学校施設等は、これらを活用した改善を行っているとのことですが、実施した事例を教育委員会に伺います。

◎答 弁

学校施設長期保全計画に基づく再生整備及び予防保全工事におきまして、環境対策を含めた改修を計画的に実施しております。「省エネルギー」の推進といたしまして、高効率照明を校舎17校、体育館32校で導入し、壁面や屋根の断熱化を校舎49校、体育館21校で実施いたしました。

また、「創エネルギー」及び「蓄エネルギー」の推進といたしまして、これまで、太陽光発電設備を77校で設置し、うち33校では、あわせて蓄電池を設置しております。

なお、菅生小学校の体育館におきましては、年間を通して一定の温度を保つ地中熱を利用して、外気よりも夏は涼しく、冬は暖かい空気を館内へ供給する「クール&ヒートチューブ」システムを導入しております。また、屋根や壁面に設置した太陽光の集熱パネルで暖めた空気を体育館内へ供給するシステムを導入している学校もでございます。

◆子どもの泳力向上事業費について

◎質問①

まずはこれまでの各年度の実施箇所数と参加者数、また決算額についてお伺いしたいと思います。

◎答 弁

本事業につきましては、学校施設開放事業のプール開放の見直しに伴い、平成27年度から、子どもたちの泳力向上という教育課題の解決に向けて、地域のスイミングスクール等と連携し、水に親しんできていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象として、水泳教室を開催しているものでございます。

これまでの実績につきましては、

平成27年度の実施箇所は8箇所、参加者数は延べ2,204人、決算額は589万8,613円、

28年度の実施箇所は14箇所、参加者数は延べ3,750人、決算額は1千19万942円、

29年度の実施箇所は17箇所、参加者数は延べ4,671人、決算額は1千199万1,316円でございます。

◎質問②

この実施いただいている、連携をいただいているスイミングスクールは、どのように選定基準を設けているのか伺います。

◎答 弁

事業の実施にあたりましては、市内のスイミングスクールのうち、児童向けのコースを運営している事業者で組織する「ジュニア水泳委員会」に属する事業者にご協力をいただいているところでございます。

平成27年度の事業開始当初は、各区1箇所を目安に8箇所で開催しておりましたが、その後の申込者数の増加を踏まえ、現在では17箇所で開催しているところでございます。

◎質問③

各区でスイミングスクールの方々が御協力をいただいているのですが、川崎区と麻生区は実施しているスイミングスクールが1カ所しかございません。こうした理由と、今後増やすことの検討の有無について伺います。

◎答 弁

川崎区及び麻生区では、実施にあたっての選定基準としている「ジュニア水泳委員会」に加入している事業者が、それぞれ1つしかないことから、両区とも1箇所での実施となっているところでございまして、実施箇所の増加は難しい状況でございますが、引き続き、スイミングスクールの状況の把握に努め、実施箇所の増加の可能性について検討してまいりたいと考えております。

◎質問④

スクールではどのような指導内容をされているのか、また、それによって成果はどのように上がっているのか伺います。

◎答 弁

小学校入学前までに水に親しんでいていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象にしておりますことから、指導内容といたしましては、顔を水につける、水に潜ってみるなど、水に慣れることから始め、子どもたちの様子に応じてバタ足等の練習も行っております。

また、参加いただいた後、保護者の皆様にアンケートを実施しておりますが、「水が怖くなくなった」、「基本を指導してもらい自信につながった」など、満足する声が多く聞かれており、一定の成果につながっているものと考えております。

◎質問⑤

スイミングスクールに支払う児童1人当たりの指導料についてもお伺いをしたいと思います。また、現在お支払いしている指導料と、一般的な習い事としてのスイミングスクールの指導料の相場との差があるのかないのかも併せて伺います。

◎答 弁

民間のスイミングスクールにつきましては、指導料の他に入会金等も必要になることから、直接的に経費を比較することは困難でございますが、平成29年度の決算額と定員数から算出いたしますと、児童一人1回当たりの経費は約2,300円となるところでございます。

◎質問⑥

申し込み多数時に優先される条件や項目があるかと思しますので、こちらもお伺いいたします。

◎答 弁

市のホームページの専用フォームから申込をいただく際に、「自分から水の中に入る事ができる」、「水に顔を付けることができる」、「バタ足ができる」などの設問に御回答いただき、申込時点での泳力を把握するとともに、同程度の泳力であれば、より上の学年を優先しながら、できるだけ水に親しんでいていない子どもを参加者として決定しているところでございます。

◎質問⑦

この取組によって、学校における水泳の授業への影響等があるのであればお伺いをしたいと思います。

◎答 弁

本事業に参加の御家族からは、「専門家の指導により、楽しみながら水に触れることができるようになった」などのお声をいただいております。

子どもの泳力向上プロジェクトへの参加により、水泳に対する苦手意識を取り除くことで、水泳授業への円滑な参加につながっているものと考えております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月27日）公明党 山田委員 ■

◆適応指導教室運営事業について

◎質問①

適応指導教室運営事業についてお伺いいたします。本事業は、不登校対策としての児童生徒のための居場所ゆうゆう広場のことについてです。

まず、本市の不登校児童生徒の実態を各区分に伺います。

また、本市6カ所のゆうゆう広場について、直近の通級登録状況について伺います。併せて、平成29年度決算の支出済み額の内訳についても伺います。

◎答 弁

本市の平成28年度の区別不登校児童生徒数は、「川崎区」小学生72名、中学生199名、「幸区」小学生39名、中学生80名、「中原区」小学生55名、中学生176名、「高津区」小学生60名、中学生151名、「宮前区」小学生55名、中学生242名、「多摩区」小学生59名、中学生130名、「麻生区」小学生38名、中学生138名でございました。

ゆうゆう広場の登録状況は、平成30年度は、8月末現在で小中学生合わせて「みゆき」14名、「さいわい」21名、「なかはら」23名、「たかつ」49名、「たま」15名、「あさお」26名でございます。

次に、平成29年度決算の支出済額は7,297万9,199円でございます。その内訳は、「ゆうゆう広場施設使用料及び賃借料」、「マイクロバスのリース料及び運行管理委託料」等の「適応指導教室運営事業費」が2,438万8,964円、ゆうゆう広場6カ所の教育相談員24名及びカウンセラー2名の「適応指導教室非常勤職員配置事業費」が4,859万235円となっております。

◎質問②

ゆうゆう広場は、川崎区と宮前区を除く市内5区に設置されており、各広場それぞれ30人前後の通級登録が行われている状況が確認できます。また、「ゆうゆう広場たかつ」や「あさお」が50人を超える状況にあるのは、広場を持たない宮前区の児童生徒が隣接する「たかつ」や「あさお」に分散していることが考えられます。そこで、川崎区の不登校対応ですが、幸区の「ゆうゆう広場みゆき」と「さいわい」で十分に受入れが行われているのか懸念されます。

それぞれの広場について川崎区からの通級登録を伺います。

◎答 弁

平成29年度は、ゆうゆう広場「みゆき」に10名、「さいわい」に7名が登録しており、居住地により、南武線などの交通機関を使い、通級しやすい広場を利用しておりました。

◎質問③

学校卒業後の進路についてです。平成29年度のデータで進学した生徒は、公立全日制が5人、定時制18人、通信制1人、特別支援学校2人、また、私立全日制14人、通信制36人となっておりますが、進路指導の実態について伺います。

また、不登校家庭訪問相談に登録している児童生徒の実態を伺います。さらに、生徒の卒業後の継続支援を提案してきましたが取組を伺います。

加えて、不登校児童生徒の学習支援についてです。平成29年度より適応指導教室および家庭訪問相談に登録している児童生徒の希望者に、オンライン学習サービスのIDを提供し、インターネットを活用した学習が出来るようにしました。活用実績を伺います。

◎答 弁

はじめに、ゆうゆう広場といたしましては、日頃の活動の中で、相談員が寄り添い、生徒の進路への思いを受け止めるとともに、自己実現に向けた取組が行えるよう声かけをしております。さらに、生徒が自分の進路について選択肢を広げることを目的として、市立高校見学や工場等の社会見学を計画的に実施し、子どもたちがより良い進路選択ができるように努めております。

また、進路指導は主に在籍校で行っているため、年2回在籍校の教職員との連絡会議を開催し、生徒の進路希望を含めた情報交換を行っております。また、必要に応じて教育相談員とゆうゆう

広場担当指導主事が学校を訪問し、生徒の希望する学校等の情報や、生徒の興味関心、適性を踏まえた進路に関する情報共有を行っております。今後も、生徒一人ひとりが自信を持って歩みを進められるよう、進路指導の取組を進めてまいります。

次に、不登校家庭訪問相談につきましては、ゆうゆう広場にも通うことが困難な児童生徒を対象としており、平成29年度は小学生9名、中学生22名の登録がございました。中学校卒業後も進路等に不安を感じているご家庭には、卒業後2年までを目途に継続的に訪問をし、適切な相談機関等につないでいるところがございます。

次に、学習支援につきましては、平成29年度から、ゆうゆう広場や不登校家庭訪問相談に登録している児童生徒の中で希望する者には、ICT環境を利用し、家庭等でも取り組めるよう、オンライン学習サービスを提供しております。平成29年度は84名にIDを付与し、学習面への支援を充実させているところがございます。

◎質問④

宮前区には南野川小学校内の施設を利用して不登校対策を行う「こどもサポート南野川」があり、不登校児童生徒の拠所として十分に実績を挙げています。現在は、区役所の地域課題対策事業として行われていますが、本事業に移管することも検討すべきです。教育長に見解と対応を伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

「こどもサポート南野川」は、総合計画において、「区計画」の宮前区子ども包括支援事業として位置づけられ、立地や環境の良さを生かした多彩な活動に取り組み、区役所内の連携を生かした活動をされていると伺っておりますので、今後「こどもサポート南野川」の運営につきましては、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、宮前区と十分連携してまいります。

◆医療的ケア支援事業について

◎質問①

本市は、小中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し平成24年度より看護師派遣を実施されています。

まず、平成29年度決算の支出済額1,054万1,608円の中の1,014万7,060円、これは訪問看護ステーションへの委託料ですが、本市との契約内容について具体的に伺います。

また、平成29年度の小中学校等における医療的ケアを必要とする対象人数と実施回数について伺います。併せて、医療的ケアの主な支援内容についても伺います。

◎答 弁

はじめに、平成29年度の本市との契約内容につきましては、訪問看護ステーションの看護師が学校に訪問し、90分1万1,980円を単位として、1回90分を週2回または1回180分を週1回、医療的ケアを実施するものでございます。

次に、対象人数等につきましては、平成29年度は、14人の児童生徒に対し、90分換算で847回の支援を実施しており、主な医療的ケアの支援内容は、たんの吸引、導尿、経管栄養でございます。

◎質問②

平成22年の6月議会にひとりの親御さんからいただいた御相談をきっかけとして医療的ケア支援を提案し24年6月から実現しました。24年度以降の看護師派遣の取組と対象児童生徒数の推移について伺います。また、当初は看護師の支援を受けなければ医療的行為が出来ない児童

等も経験を重ねて自身で出来るようになったとの事例報告も伺いました。これまでの自立件数と事例について伺います。

本年6月からは医療的ケアの必要な児童生徒に対し、週最大で5日、回数に制限をなくし実施する事になりました。

そこで、訪問看護ステーションの対応と報酬単価について伺います。さらに、予算ベースでみた前年度比較について伺います。

関連して、校外行事看護業務委託料についてです。この間の医療的ケアの必要な児童生徒に対する校外活動や修学旅行への対応について見解と取組を伺います。

◎答 弁

はじめに、これまでの取組につきましては、平成24年度から、保護者の負担軽減を目的として、訪問看護ステーションの看護師が学校を訪問し、週1回90分の医療的ケア支援を開始し、平成28年度からは利用回数を週2回180分まで拡充したところでございます。対象児童生徒につきましては、平成24年度は9人でございまして、近年は10人から14人で推移し、今年度の対象児童生徒は16人でございます。また、主治医の指示により家庭・学校・看護師が連携して指導し、その結果医療的ケアを自ら行うことができるようになった児童生徒は5人でございまして、内容といたしましては、導尿、糖尿病の血糖値測定とインシュリン皮下注射でございます。

次に、本年6月からの対応につきましては、一人ひとりの医療的ケアの状況に応じ、1日に必要な回数を看護師が訪問できるよう、訪問看護ステーションとの契約を30分1コマ4,000円で設定しております。

なお、平成30年度の医療的ケア支援事業費予算額は、4,184万6千円となっており、平成29年度予算額1,622万8千円と比較して約2.6倍、2,561万8千円増額したところでございます。

次に、校外行事看護業務委託料につきましては、平成29年度決算額は、130万536円で、看護師配置の対象者は、持病があり、体調が急変する可能性がある児童生徒、体調管理を必要とする病弱な児童生徒、医療的ケアを必要とする児童生徒となっております。平成29年度は21校の小中学校等において、修学旅行へ安心して安全に参加できるよう、看護師の付添いを実施いたしました。

また、特別支援学級が合同で行う行事につきましても、必要に応じて看護師が付き添っているところでございますが、学校ごとに行われる校外行事に関しましては、保護者に御協力をお願いしております。

◎質問③

医療的ケアの人材確保として認定特定行為業務従事者の研修を受け教員が医療的ケアの補助をできることを平成25年決算審査特別委員会に取り上げ、肢体不自由の児童生徒が通う田島支援学校での対応を提案してきました。これまでの取組と成果を伺います。

◎答 弁

本市では、田島支援学校における医療的ケアの基礎的環境整備のため、平成27年度から田島支援学校を、医療的ケアを実施することができる事業者として、神奈川県に登録しております。教員が、認定特定行為業務従事者の認定を受けることができるよう、研修の受講を推進しており、平成26年度は4人、27年度は3人、28年度は3人、29年度は4人が修了し、今年度は6人が研修を受講中でございます。

現在、田島支援学校では看護師と連携のもと、研修を修了した教員10人が胃ろう、たんの吸

引の医療的ケアを実施できる体制となっているところでございます。

◎質問④

最後にこれからの医療的ケア支援事業に向けての教育長の見解を伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

障害のある子どもが能力や可能性を最大限に伸ばすとともに、自立して社会参加できるよう、子どもの特性を踏まえた十分な教育を受けられるための必要な支援を講じることは大切であると考えております。

また、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、最も安全で、的確な指導を提供できる学びの場を整備することは重要と考えておりますので、充実した学校生活を送れるよう、医療的ケアに関する環境整備に取り組んでいるところでございます。

現状では、特定行為以外の高度な医療的ケアへの対応や看護師の確保、緊急時対応等、課題があると認識しているところでございますので、今後も、これまで以上に児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全な環境づくりに取り組んでまいります。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月27日）みらい 松井委員 ■

◆地域スポーツ人材活用実践支援事業費について

◎質問①

13 款 1 項 5 目教育指導費の学校体育指導費における地域スポーツ人材活用実践支援事業として、372 万 5,000 円が計上されています。予算計上時に予定していた事業の内容とその内訳について伺います。

◎答 弁

はじめに、事業の内容につきましては、小学校の体育授業補助者やトップアスリートを派遣し、子どもたちの運動やスポーツに対する興味関心を高め、運動技能や体力の向上を図るものでございます。

次に、予算の内訳につきましては、講師謝金等の報償費、旅費、事務用品の購入や研究報告書印刷の需用費、傷害保険料等の役務費、新体カテスト等実施の委託料でございます。

◎質問②

本事業の予算が執行されなかった理由について伺います。また、平成28年度から本事業の予算と執行状況についても伺います。さらに、平成30年度予算において、本事業に336万4,000円が計上されていますが、その事業内容についても伺います。

◎答 弁

はじめに、平成 29 年度、予算執行をしなかった理由につきましては、本事業は、スポーツ庁の事業である「学校における子供の体力向上課題対策プロジェクト」の募集の段階で、スポーツ庁が任意団体への委託を不可とする場合を想定し、全額、国庫委託事業として計画したものでございます。

結果として、大学、スポーツ団体、学校、教育委員会等で構成する任意団体「かわさき元気アップBody」が受託できたため、本市の事業費は全額不用となったものでございます。

次に、平成 28 年度の本事業の予算と執行状況につきましては、平成 29 年度と同様に、スポーツ庁から「かわさき元気アップBody」が受託できたため、本市の事業費は全額不用でござ

いました。

次に、今年度の事業内容につきましては、本年2月にスポーツ庁の事業が廃止となったことで、同様の事業は行わないこととなりましたが、子どもの体力向上については、重要な取組であると認識しておりますので、引き続き、運動習慣の形成と体力の向上に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

◎質問③

今年度以降、子どもの体力向上に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか伺います。

◎答 弁

運動の習慣化に向けての取組である「キラキラタイム」などの実践例を「新体力テスト指導者講習会」や「川崎市立小・中学校合同体育・保健体育研究発表会」等を通して周知するなど、引き続き、各学校における子どもの体力向上につながる取組を進めるとともに、体力測定の結果の分析・考察を深め、基礎的な身体の動きが身につくよう、指導方法等の工夫改善に努めるなど、必要な方策を検討してまいります。

◆小学校等給食調理業務委託事業費について

◎質問①

13 款 7 項 2 目学校給食費の給食運営費における小学校等給食調理業務委託事業費として 15 億 2,320 万 9,000 円が計上されています。予算計上時に予定していた事業内容と内訳について伺います。また、決算額は 14 億 2,873 万 6,276 円であり、執行率は 93.8%と高い状況でありますけれども、予算額が大きいということもあって、不用額については 9,447 万円余と高額になっています。不用額が出た要因について伺います。

◎答 弁

小学校等の給食調理業務につきましては、入札により事業者を決定しておりますが、平成29年度におきましては、30校において契約の更新や新規委託の入札を実施し、入札効果により、委託料の予算の一部が不用となったところでございます。

◎質問②

次に、本事業費を流用元として、いくつかの事業に流用されています。主な流用先の事業と金額、理由について伺います。また、それ以前に同様の事業に流用した実績があるのか伺います。

◎答 弁

はじめに、主な流用先の事業と金額につきましては、給食運営維持管理事業費における被服費に 641 万 1,000 円、検便委託料に 347 万 2,000 円などでございます。

次に、流用した理由につきましては、被服費は、主に児童が学校において配膳する際に着用する給食用の白衣等を購入する費用で、交換を必要とする数量や単価を実績で見込み、当初予算に計上しておりましたが、白衣の単価の高騰や、交換を必要とする数量が想定以上に増加したことから予算の不足が発生し、調理・配膳時の衛生管理上の観点から、予算の流用により対応したところでございます。また、被服費につきましては、近年の白衣の単価の高騰の影響を受けて、平成 27 年度より流用による対応を行っております。

検便委託料は、文部科学省が策定した「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食従事者に月2回の検便検査を実施するものとして当初予算に計上しておりましたが、平成 29 年8月に文部科学省「学校給食衛生管理基準の取扱い」の通知により、厚生労働省の「大量調理施設衛生管

理マニュアル」の改正の趣旨を踏まえ、ノロウイルス検査の実施に努めることとされたことから、予算の流用により対応をしたところでございます。

◎質問③

次に、検便委託料については、平成30年度予算、また平成31年度予算編成での対応について伺います。被服費については、過去3年不足分を流用で対応しています。流用という対応ではなく、しっかりとその費用を予算に計上すべきと考えます。平成30年度の予算編成でどのように対応をとられたのか、また、平成31年度予算編成についてはどのように考えているのか伺います。

◎答 弁

検便委託料につきましては、平成30年度予算においては、ノロウイルス検査実施のための予算を計上しており、次年度以降につきましても、引続き、関係局と協議のうえ、適正な予算の確保に努めてまいります。

被服費につきましては、平成30年度は交換を必要とする数量や単価が概ね見込み通りであり、予算範囲内での執行を見込んでおります。次年度以降につきましても、引続き、関係局と協議のうえ、適正な予算の確保に努めてまいります。

◆校務用コンピュータ設置事業について

◎質問①

13款2項1目小学校等管理費、13款3項1目中学校管理費、13款4項1目全日制高等学校管理費、13款5項1目特別支援学校費、学校運営費における、校務用コンピュータ設置事業について伺います。校務用コンピュータの配置について、どのような方針で設置されているのか伺います。

◎答 弁

学校における校務用コンピュータにつきましては、教職員の校務の効率化を進めることを目的とし、現在、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、臨時的任用職員、定数内非常勤講師を対象に配置しているところでございます。また、その他の職員が共用できるように、各校1台を配置しており、平成29年度末の時点で約6,500台の校務用コンピュータを配置しているところでございます。

◎質問②

次に、各校種毎に平成29年度新たに設置した校務用コンピュータの設置数について伺います。平成29年度に配置した校務用コンピュータを含め、各校種毎の教職員に対する配置率を伺います。

◎答 弁

はじめに、平成29年度に新たに配置した校務用コンピュータにつきましては、小学校141台、中学校27台、特別支援学校31台の合計199台となっております。

次に、各校種の配置率につきましては、配置対象となっている教職員に、週12時間以上勤務する非常勤講師を加えて算出いたしましたところ、小学校約95.3%、中学校約94.9%、高等学校約93.5%、特別支援学校約99.5%となっております。

◎質問③

本市の教職員の方から、校務用コンピュータが足りず仕事に支障が出ているなどの声も聞きます。現在の状況では、校務用コンピュータが空くのを待っての作業や自宅に持ち帰っての作業な

ど、そういった働き方の観点、セキュリティの観点からも大きな課題があると思います。早急に1人1台校務用コンピュータを配置するなどの対応が必要だと思いましたが、見解と対応を伺います。

◎答 弁

現在、配置の対象となっていない職員につきましては、共用のコンピュータを利用している状況でございます。学期末の成績処理など児童生徒の重要な情報を扱う時期には作業が集中することがあり、スムーズに業務を進められないことがあると伺っておりますので、教職員が効率的かつ安全に校務用コンピュータでの作業ができるよう、配置の在り方も含めて引き続き検討してまいります。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月27日）共産党 石田委員 ■

◆特別教室及び体育館の冷房設備について

◎質問①

学校保健安全法に基づき、学校環境衛生基準が定められていますが、この4月に改正され、通知が発出されたと聞きましたが、改正内容を伺います。改正に基づき、各学校では、今年の夏、特別教室、体育館を含めて温度を測定しているのか伺います。また、教育委員会として把握をしているのかも伺います。

◎答 弁

「学校環境衛生基準」の一部が改正され、「教室等の環境に係る学校環境衛生基準」の温度について、「10℃以上、30℃以下であることが望ましい。」から「17℃以上、28℃以下であることが望ましい。」と改められたところでございまして、学校にも周知しております。

学校におきましては、教員が適宜点検を行い、特別教室を含めた環境の維持にあたって、温度に加えて、湿度等の環境条件、及び児童生徒等の健康状態を観察した上で、窓開けや衣服による温度調節も含め、適切な措置を講じております。

教育委員会におきましても、年に2回、普通教室を中心に特別教室も含めて、学校薬剤師が教室の空気環境衛生検査を実施するとともに、検査結果に基づく指導助言を行うことにより、学校環境衛生の維持・管理を図り、健康的な学習環境の確保に努めております。

◎質問②

学校環境衛生基準が28℃以下に改正されたことに伴い、温度を測定したのかの答弁がなかったので再度伺います。年に2回、学校薬剤師が普通教育を中心に、特別教室を含め、空気環境衛生検査を実施するとのことですが、検査の実施時期について伺います。長期予報が出て、早くから真夏日が記録されていたのですから、集中的に6月前後ころには測定すべきと思いますが、見解と対応を伺います。

◎答 弁

学校薬剤師が実施する空気環境衛生検査につきましては、年2回、9月から10月と1月から3月にかけて、それぞれ実施しているところでございます。

6月前後に実施することにつきましては、児童生徒の水泳を実施する時期に合わせて行うプールの水質検査、温度や湿度の高い時期に行う揮発性有機化合物の濃度検査や、ダニアレルゲン検査などの他の検査がございますので、変更は難しいと考えております。

学校におきましては、児童生徒の健康的な学習環境を確保するため、年間を通して、教員が適

宜点検を行い、特別教室を含めた環境の維持にあたっております。

猛暑日の続いた今年につきましては、教育委員会といたしましても、例年以上に熱中症対策について注意喚起し、児童生徒の健康管理、安全対策に取り組んできたところでございます。

◎質問③

長期保全計画に基づく設置テンポで進めるとのことですが、今後の計画を具体的に伺います。普通教室のように、100%設置の見通しは何年後になるのか伺います。

◎答 弁

平成26年3月に策定した学校施設長期保全計画では、概ね10年間の第1期取組期間において、98校を対象とした再生整備を進めており、対象校における全ての特別教室に空調設備の設置を予定しているところでございます。

また、対象校であるか否かに関わらず、体温調整が難しい児童生徒への対応や、窓を開けて活動することができない等、各学校の個別の状況への対応も図っており、今後も取組を進めてまいります。

◎質問④

長期保全計画に基づき98校の対象については全ての特別教室にエアコンを設置予定とのことですが。長期保全計画の第1期取組期間は、平成26年度からおおむね10年間の計画ですが、平成34年度以降の具体的な学校はまだ示されておりません。98校とは、平成26年度時点で築31年以上の、いわゆるCグループの学校です。築21年以上のBグループと、20年以下のAグループの未設置校については、計画にまだ乗っておりません。エアコン設置は学校の老朽化対策とは別に設置計画を立てるべきと考えますが、伺います。

◎答 弁

特別教室への空調設備の設置につきましては、引き続き、学校施設長期保全計画に基づいて、計画的に設置を進め、今後、第1期取組期間に続く、再生整備の具体化に向け、検討してまいりたいと考えております。

◎質問⑤

いただいた資料で、設置率が50%前後より低い設置率の特別教室は、中学校は調理室が29.4%、被服室が36%、金工室19.4%、木工室36.2%、理科室44.4%などです。小学校では、図工室50.5%、家庭科室54.5%、技術室50%、放送室43.6%などです。特に中学校では、移動によって特別教室の利用頻度が高く、調理室や被服室、理科室などの設置が低いのは問題だと思います。大規模改造事業空調整備は、文科省の学校施設環境改善交付金のメニューの一つです。教室や体育館に活用できる国庫補助制度です。体育館も含めて活用して、設置テンポを上げるべきと考えますが、伺います。

◎答 弁

学校施設環境改善交付金の交付対象事業である大規模改造事業につきましては、建物の用途変更に伴う改装等に要する経費の一部に国庫補助を行うことにより、教育環境の改善を図り、もって学校教育の円滑な実施に資する等の交付目的が掲げられており、本市では、本年度もこうした交付金を活用し、3校の空調設備の設置をはじめとする施設整備を行っているところでございます。

今後も、こうした交付金を最大限に活用し、快適な教育環境の実現に向け、必要な学校施設整

備を進めてまいりたいと考えております。

◎質問⑥

指定避難所に指定された体育館など、公共施設のエアコン設置には、総務省の緊急防災・減災事業債が活用できると聞きました。東日本大震災を受けて2012年度に創設された制度で、2017年度からは熊本地震の教訓から、指定避難所へのエアコン設置も対象となりました。この制度を活用して、避難所にもなる体育館にエアコン設置を急ぐべきと考えますが、伺います。

◎答 弁

これまででも学校施設につきましては、学校教育における児童生徒の使用だけではなく、災害時に避難所として重要な役割を担っていることから、関係局と連携しながら防災機能の強化に努めてきたところでございます。

体育館への空調設備の設置につきましては、大規模空間への冷暖房の空調方法や、室外機の設置による近隣住民への騒音の影響など、課題への対応も検討しながら、この夏の気温上昇を踏まえ、関係局と協議するとともに、国や他都市の動向を注視してまいります。

◆県費負担教職員移管経費及び学校運営事業について

◎質問①

県費負担教職員移管経費について質問します。平成29年度から、教職員の給与負担等が川崎市に移管されました。平成29年度人口が増加する中、本市の住民税の税収はふえましたが、給与費の財源として、県から移譲された住民税2%相当額はいくらか伺います。

◎答 弁

県費負担教職員の市費移管に伴い、「県民税所得割臨時交付金」及び「分離課税所得割交付金」が創設されたところでございまして、その合計額につきましては、394億7,204万2千円でございます。

◎質問②

平成28年6月時点の県費負担教職員定数をもとに算出した平成29年度の給与費は約555億円でしたが、平成29年度の給与費の決算額はいくらか伺います。そのうちの国庫負担金についても伺います。また、市の負担額はいくらか伺います。移管の前に、平成24年度決算をベースに、住民税2%分の見通しを出していましたが、平成29年度決算を元に、今後の2%の財政見通しを伺います。

◎答 弁

県費負担教職員の市費移管に伴う平成29年度の職員給与費等の決算額につきましては、558億1,686万8,319円でございます。

このうち、国庫負担金につきましては、135億5,947万5,347円ございまして、事業費のうち、国庫負担金等の特定財源を差し引いた一般財源から「県民税所得割臨時交付金」及び「分離課税所得割交付金」を除いた額は、22億4,777万3,950円でございます。

移管に伴う税源移譲相当額の今後の見通しにつきましては、平成30年度予算におきましては、約410億円が見込まれているところでございまして、平成30年3月に公表された収支見通しにおきましては、個人市民税の増により、平成39年度には約461億円が見込まれているところでございます。

◎質問③

移管前には、かなりの回数で議会質疑を行いました。移管のメリットを生かせるようにしなければ移管の意味が乏しくなってしまう、教育委員会挙げて、これまで以上の教育環境を整えるよう努力してまいりたいなど、理事者からはたびたび発言がされていました。平成29年度、移管のメリットを生かした教育環境について、具体的に伺います。平成30年度についても伺います。

◎答 弁

平成29年4月の県費負担教職員の市費移管により、給与負担事務とあわせて、教職員定数の決定権限が移譲されたことから、本市自らが目的定数の数や内容を判断できるようになったところでございます。

移譲された権限を有効に活用いたしまして、平成29年度には、全小学校への児童支援コーディネーターの専任化や特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能の強化、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実などを図ったところでございます。

また、平成30年度につきましては、引き続き、通級指導教室のセンター的機能強化や習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実などの拡充を行ったところでございます。

◎質問④

全小学校への児童支援コーディネーターの専任化の決算額は1億9,700万円余です。配置に至った目的と役割を伺います。平成29年度に専任化したことでどのような成果が学校から上がったのか把握すべきと考えます。指導方法工夫改善の加配で、少人数学級を実施した小学校48校からは報告書が提出されているように、児童支援コーディネーターについても各学校からのデータや報告書の提出を求めているのか伺います。平成29年度について、どう検証しているのか伺います。課題は何か伺います。

◎答 弁

はじめに、目的と役割につきましては、児童支援コーディネーターは、従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談等の機能を加えたものでございまして、平成29年度から、全市立小学校113校で専任化したところでございます。これにより、多様な教育的ニーズに対して、早期に適切な支援が充実するとともに、児童支援コーディネーターが情報を集約・整理し、校内の教職員への共通理解を図ることで、学校全体の支援力・課題解決力が高まっております。

次に、事業の検証等につきましては、これまでも、小中高等学校・特別支援学校を対象に、「特別支援教育体制充実事業アンケート」等を実施し、支援の必要な児童の課題改善率や個別の指導計画作成数等を把握しているところでございます。

平成29年度の成果につきましては、支援の必要な児童の課題改善率は、平成28年度と平成29年度の比較において、91.3%から94.6%と3.3ポイント向上しております。同様に、個別の指導計画の作成数は、2,731件から3,779件と1.38倍に増加しております。これは、児童支援コーディネーターの専任化により、児童へのよりきめ細かい見取りと課題の早期発見、早期対応が可能となったことによるものと考えております。

今後の課題といたしましては、専任化事業が始まり6年が経過し、校内における後継者の育成が挙げられております。この課題解決に向けて、人事異動等により児童支援コーディネーターが交代しても、その学校における児童への支援が滞ることなく円滑に進められるよう、学校長から次期候補者として推薦のあった教員がコーディネーター研修を受講できるよう工夫をしております。

◆委託料について及び教育費全般にわたる謝礼金の使途について

◎質問①

はじめに、教育会議実施委託料1,481万3,831円、地域の寺子屋事業実施委託料3,160万9,037円の内訳と近年の推移について伺います。

◎答 弁

はじめに、地域教育会議実施委託料につきましては、7行政区と51中学校区の地域教育会議の実施に係る費用でございます。

内訳といたしましては、「教育を語るつどい」や「子ども会議」などの事業実施にかかる経費、広報紙発行にかかる経費や消耗品費などの事務的経費等でございます。過去3年間の決算額の推移は、平成27年度は1千572万7,598円、28年度は1千498万4,467円、29年度は1千481万3,831円となっております。

次に、地域の寺子屋事業実施委託料につきましては、コーディネーターや寺子屋先生への謝礼等の各寺子屋の運営にかかる経費、寺子屋先生養成講座の経費などでございます。過去3年間の決算額の推移は、平成27年度は1千197万3,399円、28年度は2千279万596円、29年度は3千160万9,037円となっております。

◎質問②

地域教育会議実施における費用が例年横ばい、むしろ減っていることに対し、事業数が増加しているためだと思いますが、寺子屋事業実施委託料の決算額が毎年約1,000万円ずつ増えています。そこで伺いますが、1イベントにおける講師への謝礼金の額について伺います。

◎答 弁

地域教育会議にかかる事業におきましては、市民館などで運用しております「社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表」を参考としながら、各地域教育会議において、内容に応じた講師謝礼を決定しているところでございます。

また、地域の寺子屋事業におきましては、国庫補助金を活用しており、土曜日の体験活動等のイベントにおける講師謝礼の単価は1時間2,200円を上限と決められておりますことから、これに基づいて講師謝礼を決定しているところでございます。

◎質問③

ただいま、各地域教育会議の講師謝礼について、内容に応じた講師謝礼を決定しているとのことでした。各地域教育会議における講師謝礼は、相場としていくら支出されていますか伺います。

◎答 弁

地域教育会議にかかる事業の講師謝礼につきましては、予算の範囲内で「社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表」を参考として執行しております。

単価表では、例えば、特技や社会経験を持つ市民は1時間当たり3千円、料理や工作の指導をいただく民間技能者等は1時間当たり6千円、大学教授や医師などの専門家等は1時間当たり1万5千円となっております。

◎質問④

先日、地域教育会議の委員の方から伺った話なんですが、イベント開催に当たって、担当の本

市職員から、謝礼金は出さないようにとか、また昼を挟むにもかかわらず、食べ物を出してはならない等、言われたということで、大変憤りを覚えていらっしゃいました。文書に残っているわけではないので言った言わないの水かけ論になってしまうかもしれませんので、さまざまな場合等もあるのかと思いますが、委員の皆様は純粋にボランティアとして取り組んでおりまして、十分な額の謝礼も出せない中で、講師に対し最大限のおもてなしをしたいと思っておられます。いわゆるお役所と現場との意識の差があり、これはもしかしたら、何かしらの委員の方々と行政に対するボタンのかけ違いがあるのではないかと考えますが、講師への謝礼金や食事の提供等、またこれにかかわる今後の謝礼金等の意識共有をどう図っていくのかの見解を伺います。

◎答 弁

地域教育会議事業の予算執行上の留意点につきましては、地域教育会議代表者会議等の機会を捉えて、講師謝礼は市の基準を参考とするよう、また、午前・午後にまたがるイベントで講師の昼食を用意する場合は、華美にならないよう等の説明を行っているところでございます。

各地域教育会議の活動の充実に向けて、予算が適切に執行されるよう、引き続き、代表者会議の場などを活用し、周知を図ってまいりますとともに、活動内容に応じた個別の相談等に対しましても、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

◎質問⑤

関連して、その他13款教育費全般における謝礼金の内訳について、何件あり、1件当たりの平均額はいくらか、また領収書等は受け取っているのか伺います。

◎答 弁

教育費全般における8節報償費のうち、謝礼金につきましては、決算額は、3億 3,106 万 2,608 円、支払件数は、7万 2,801 件でございます、1件当たりの平均額は、約 4,500 円でございます。

謝礼金を資金前渡により支出した場合には、金銭会計規則第 95 条第 1 項に、領収書その他の証拠書類を会計管理者等に提出しなければならないと規定されておりますので、同項に基づき、適切に処理をしているところでございます。

◎質問⑥

謝礼金の決算額は3億3,106万2,608円、支払い件数は7万2,801件もあるということで、大変今驚いております。そこで、私は昨年度の謝礼金の内訳全てに目を通させていただきましたが、最高額、地域食育推進事業費の著名人2人への講習料合わせて135万円から夢教育21推進事業費の福祉教育に係る地域協力者への300円支払い等というように、金額の幅が極めて大きいです。先ほど地域教育会議だと、社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表という基準を参考しているということでしたが、教育委員会全体での謝礼金に対する明確な基準というのがないのか、伺います。

◎答 弁

教育委員会事務局では主に、社会教育に係る講師謝礼を「社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表」により、学校教育をはじめとした教職員の研修に係る講師謝礼を「総合教育センター研修報償費基準」により定めているところでございます。

◎質問⑦

社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表、そして総合教育研修報償費基準以外の謝礼に関する基準はないということによろしいですね。伺います。

◎答 弁

教育委員会事務局で定めている講師謝礼の基準につきましては、「社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表」及び「総合教育センター研修報償費基準」のみでございます。

◎質問⑧

ないということがわかりました。改めて両基準を比較させていただきます。

例えば大学教授を講師等で招いた場合、1時間の謝礼金額は、社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表においては1万5,000円とされています。一方で、総合教育センター研修報償費基準によると、1回単位2時間30分で2万5,000円とありますので、1時間の単位に合わせると1万円です。例えば平成30年4月2日に清算手続が行われている東京大学名誉教授への社会教育職員研修報告会講師謝礼は4万8,600円が支出されています。内訳は、単価表によると、大学教授は1時間1万5,000円ですから3時間とのことなので4万5,000円、それに消費税を加えた金額であります。一方で、総合教育センター研修報償費基準で計算すると、大学教授は1時間1万円と決められていますから3時間で3万円、消費税2,400円を合わせると3万2,400円。両方の差は1万6,200円も生まれます。

逆に総合教育センターでの事業支出を社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表で照らし合わせてみます。例えば人権教育推進事業費、平成29年度研究推進校報償費、これは南生田中学校で、市外の校長を講師としてお招きしており、1万5,000円支出しています。総合教育センター研修報償費基準によると、市外校長は1回単位2時間30分で1万5,000円と定められております。実質3時間だったとのことですが、1回単位の2時間30分で計上したとのことでした。対して社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表だと、市外公務員は1時間4,000円であり、2時間半だと1万円、5,000円ほど支出を低く抑えられます。いかんせん一長一短で、どちらの基準を適用したほうが安く抑えられるかははっきりと申し上げることはできませんが、現状だと基準がばらばらであり、そのことによる支出増は否めません。今申し上げた事例は氷山の一角ですが、これらを積み重ねた1年間総額となると結構な金額の差が生まれるはずですが、見解を伺います。

◎答 弁

講師謝礼につきましては、個別の事業の性質を踏まえて、基準を参考としながら、事業ごとに決定しているところでございます。

今後につきましても、適切に謝礼金の支出を行ってまいります。

◎質問⑨

全然お答えになっていませんが、確かに膨大な作業になるはずですので、今すぐに金額の差を出すことは難しいとの理解はいたします。

最後に、教育委員会として最も適切な、妥当な金額に合わせた統一基準をつくることができれば、相当額の支払いを浮かすことができ、市民からの税金をさらに有効活用できる可能性があるのではないかと考えますが、統一基準をつくるつもりはありませんか。教育次長に伺います。

◎答 弁（教育次長答弁）

講師謝礼につきましては、個別の事業の性質により決定していく必要があると考えておりますが、統一基準につきましては、他都市の事例などを研究してまいりたいと考えております。

◆教育費の不用額について

◎質問①

平成29年度決算額における教育費の不用額は75億5,975万円となっております。単独の局としては、教育委員会の不用額が一番多く、この推移を見ても、平成27年度が21億円、平成28年度が43億円、そして平成29年度が、今お話をしたように約76億円と突出しております。その主な要因については、確認したところ、学校施設長期保全計画推進事業費である。御存じのとおり、本事業については、Aグループ、Bグループ、Cグループなどにグループ化されております。Aグループについて不用額を私が計算したところ、4億3,000万円、Bグループについては不用額が9億7,000円、Cグループについては22億100万円ということで、合わせると合計36億円。先ほどのと計算しますと、教育委員会の不用額の47%が本事業費から発生しております。これだけの不用額が生じた原因をまず伺いたいと思います。また、とりわけCグループ、いわゆる老朽化が一番進んでいる学校の執行率が悪いように見受けられますけれども、事業進捗等に影響は生じていないのか伺います。

◎答 弁

不用額の主な理由といたしましては、予算要求の時期が詳細設計の完了前であり、その時点での見込額をもって予算額を確定していることから、詳細設計完了後の積算に基づいた予定価格との間に、約29億7,700万円の差額が生じたこと、また、約6億2,800万円の契約差金が生じたことによるものでございます。

また、Cグループの事業進捗といたしましては、平成29年度は、校舎、体育館合わせて22校の設計委託及び16校の工事などを計画し、予定どおり実施いたしましたことから、事業進捗への影響はないものと考えております。

◎質問②

本事業については、設計を担当しているまちづくり局との連携が求められます。まちづくり局の担当課へもヒアリング調査を行いましたので、答弁の内容で一定の理解をすることでありますが、予算の認定をする我々議会といたしましても、余りに予算が膨張している姿は好ましくありません。さらなる精査が必要と考えます。見解を伺います。

◎答 弁

限られた予算を、より効率的、効果的に活用する手法について検討を進めることは重要であると考えており、引き続き関係局と連携を図りながら、不用額の縮減に向け、分析を進めてまいります。

◆教育委員会の契約案件及び予算流用について

◎質問①

予算の流用についてですけれども、これまで議論してきた学校施設長期保全計画推進事業費から多額の不用額が発生しているために、そこからの流用が多く散見されます。とりわけ目立つのが、環境関連調査委託料への5,795万1,000円です。これだけの規模の事業費であれば、通常は当初予算に計上すべき案件だと考えます。なぜ流用を用いたのか事業の詳細について伺います。

◎答 弁

平成29年5月30日付けで、環境省から「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散

防止対策について」と題する文書が発出され、石綿含有仕上塗材を除去、又は補修する際には、工法に応じた適切な飛散防止措置を講ずる必要がある旨が示されたところでございます。

これを受け、庁内調整を経て、予算を流用し、改修等の工事を予定していた学校施設につきまして、事前に調査を実施し、石綿含有仕上塗材の有無を確認したものでございます。

なお、本年度につきましては、当初予算に約1億2,700万円を計上し、現状、16%程度の執行状況となっております。

◎質問②

次に、平成29年度の契約案件について伺ってまいります。随意契約や指名競争など、教育委員会指名選定委員会の対象となった540程度の契約案件を調査させていただきました。

その中で、東京オリンピック・パラリンピック教育推進事業費が、教育財団法人川崎市スポーツ協会と平成29年5月15日に結んだ随意契約について伺ってまいります。この事業については、確認したところ、オリンピック・パラリンピアンを派遣し、講演、実技指導等を行うことにより、2020年東京大会の機運の情勢、また生徒たちがスポーツに触れ合うことをもっていろいろと子どもたちの情操教育を目的とした事業ということです。事業の内容については、全く疑義はないのですけれども、これはなぜ契約として随契契約としたのか、経過を伺います。

◎答 弁

中学校におけるオリンピック・パラリンピアン派遣事業の運営にあたりましては、オリンピック・パラリンピアンとの綿密な調整とともに、各学校との連絡調整、必要に応じた運営スタッフの手配等、各学校の希望や状況を踏まえた上で、対応できる体制を有していることが求められるところでございます。

こうした条件を踏まえますと、健全者スポーツや障がい者スポーツ双方に関する知識及び人的ネットワークを有し、十分な体制を持って幅広い競技内容に対応することが可能な事業者は、市内の健全者及び障がい者のスポーツ競技団体が加盟する川崎市スポーツ協会以外にはないと判断したことから、随意契約としたものでございます。

◎質問③

他都市では、同様の事業において、一般競争入札や指名競争入札を行っている自治体も存在しております。オリンピック・パラリンピアンを招聘するような事業については、市民文化局のオリパラ室も類似した事業を行っております。担当課は、他都市の事例やオリパラ室に、例えば、オリンピック・パラリンピアンを招聘するに当たっての person 費等の内訳など、契約に当たっての精査をしっかりと行った上で、そして結果として随意契約としているのか、いわゆる随意契約を行うに当たっての、他局に対しての確認などを、どのように行ってきたのか伺います。

◎答 弁

当該事業は、かわさきパラムーブメントの取組の一つとして位置づけられており、平成28年度に関係局において、リーディングプロジェクトとして推進されてきた事業の成果や他都市の取組状況を参考に、新規プロジェクトとして平成29年度から実施したものでございます。

実施にあたっては、事業内容や事業スキーム、契約方法等についてパラムーブメントを所管してきた関係局との協議を踏まえて、事業を行ったものでございます。

本事業の委託契約の締結にあたりましては、当該事業者のみに事業執行の可否を確認し、随意契約を締結したところでございますので、今後、他都市の事例や他局の類似した事業等の情報を収集しながら、より適切な事業者の選定方法を検討してまいりたいと考えております。

◎質問④

川崎市スポーツ協会については、教育委員会のOBが継続して再就職をしております。少なくとも私が確認しておりますだけで、平成11年からこれまでの19年間は、専務理事に関しては、教育委員会の関係者がずっと再就職をしているわけです。このような教育委員会と、いわゆる密接なかかわりを持つ出資法人との契約については、より透明性を確保すべきではないでしょうか。

これは教育次長に伺います。

◎答 弁（教育次長答弁）

地方公共団体の契約締結に際しましては、一般競争入札を原則としているところでございまして、指名競争入札や随意契約につきましては、教育委員会事務局において、委託契約業者等指名選定委員会を開催し、業者の指名方法や随意契約理由等について、審議しているところでございます。

今後につきましても、指名選定委員会において、透明性、公平性の観点から、適切な契約方法となるよう取組を進めてまいります。

また、出資法人につきましては、本年4月に改定した「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」において、自主的・自立的な経営をしていくことを原則としていることが示されておりますので、契約にあたりましては、より透明性を確保してまいりたいと考えております。

◎質問⑤

同じく随意契約でございます学校施設地域管理業務委託についてですが、現在事業が導入されている川崎区、中原区、宮前区、多摩区、全ての地域で随意契約となっております。契約金額を含め事業の詳細について改めて確認をしたいと思っております。

◎答 弁

はじめに、本業務につきましては、地域に開かれた学校施設づくりを目的として、学校施設の維持管理や開放事業において、地域社会と密接に結びついた団体の積極的な活用を通じ、児童生徒の安全確保や施設の利用促進、学習環境の維持向上等を図るため、平成18年度から導入しているものでございます。

主な業務内容といたしましては、学校施設の軽微な修繕や清掃、ゴミ出しや植栽管理等の環境整備業務をはじめ、校内巡回や登下校時の安全確保業務、来訪者の応接対応等の他、夜間・休日を含む施設開放業務等となっております。

次に、契約の詳細につきましては、平成29年度は、市内5区の小・中学校10施設について、本業務を委託しており、

川崎区の川中島小学校につきましては、特定非営利活動法人川中島総合型スポーツクラブを受託者とし、契約額は、1,641万546円。

中原区の中原小学校では、特定非営利活動法人かわさきスポーツドリーマーズを受託者として、契約額は、1,425万円。

高津区の、久本小学校及び高津中学校では、特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF(セルフ)を受託者とし、契約額は、3,272万2,077円。

宮前区の土橋小学校、犬蔵小学校、犬蔵中学校、及び多摩区の生田小学校、三田小学校、生田中学校について、特定非営利活動法人全国中高連川崎市地域学校施設管理協会を受託者とし、契約額は、それぞれ、宮前区が、6,111万9,470円、多摩区が、6,345万5,447円となっております。

◎質問⑥

平成22年の予算審査特別委員会で、我が会派の伊藤議員が、本業務委託について取り上げ、その随意契約の金額の多さを指摘しております。非常に大きい金額だと思います。当時の教育長は、契約の透明性について、しっかりと透明性を図ってまいりたいと御答弁されておりますけれども、その後の経過について伺います。

◎答 弁

本業務につきましては、担い手となる地域の団体が存在し、学校地域管理の趣旨を理解し、実施に向けた構想を有するとともに、管理体制が整い、十分に機能することが可能であると判断される場合に学校施設の管理等を委ねるものでございます。

しかしながら、こうした業務を受託できる団体は限られており、新規委託の時点では、各団体との随意契約を行っておりますが、新たな担い手の参入の機会を設け、契約の透明性を図るため、平成22年度以降、5年に一度を目途に公募型プロポーザルを実施しており、特に平成27年度実施時には導入している各区において、それぞれ、複数の応募者があり、競合の上、適切な契約先を選定したところでございます。

今後につきましても、契約選定の公平性、透明性の一層の確保を図ってまいります。

◎質問⑦

最近では、学校施設地域管理業務委託に関しては、総合型地域スポーツクラブにも担ってもらっている学校があるわけなんですけれども、これについても、1校当たり約1,500万円の随意契約であるとともに、先ほど御答弁いただきましたけれども、総合型地域スポーツクラブについては、地域の寺子屋事業についても全てが随意契約となっております。学校の先生たちのOBから成る教育活動総合サポートセンターについても確認したところ、平成29年度だけで5校、少なくとも500万円程度が随意契約となっております。学校施設地域管理業務委託や地域の寺子屋事業が、特定の団体に対しての随意契約の温床になっているのではないかという疑念が生じてきます。地域の寺子屋事業については順次拡大の方向性でありますけれども、契約のあり方については、透明性の確保を含め検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。これは教育次長に見解を伺います。

◎答 弁（教育次長）

本事業につきましては、地域住民による実行委員会を中心として、NPO法人や総合型地域スポーツクラブ、地域教育会議など、様々な団体と委託契約を締結しております。事業の趣旨や性質から、日頃より学校を支えていただいている地域の皆様による運営が望ましいと考えております。

現在、地域が主体となり寺子屋を立ち上げていく動きが出てくるよう、広報活動や寺子屋の運営を担う人材の育成などを進める一方、地域での運営体制が整うまでの過程においては、地域活動や学習支援についてのスキルを持つ団体と委託契約を締結し、事業を推進している寺子屋もございます。

今後の寺子屋の拡充にあたりましても、事業の趣旨や地域の実情等を十分に踏まえ、特定の団体に限らず、適切な事業主体へ委託してまいりたいと存じます。

◆校務支援システムについて

◎質問①

校務支援システムは平成26年度に導入をされました。平成28年度まで、年1回行われた校務支援システムに関するアンケート調査の結果によりますと、効率化が図られていると実感がある教員の割合が当初は6割弱だったものの、平成28年度は、およそ75.3%とその実感があるということです。しかしながら、残りの25%弱の教員は実感がないということになります。その理由と対応状況について伺います。

◎答 弁

校務支援システムの活用が進む中で、学校現場から新たに寄せられた要望に対して、個人情報保護やセキュリティ遵守を優先していることから、その実現が難しいこと等が、導入効果を実感できない主な要因であると考えております。

対応といたしましては、各学校の情報教育担当者が集まる情報教育学校担当者会や各種研修会等で、安全で効率的な活用事例を紹介し共有するとともに、新システム移行の中で、効果が実感できるよう活用を促してまいりたいと考えております。

◎質問②

7月に、私は議員視察で札幌市の校務支援システムを視察してまいりました。札幌市さんは、本市よりも1年早く導入しているということでありまして、ちょうど今年度、システムを改善されたということでした。同市では、導入効果として費用対効果を試算しまして、教員1人当たり年間100時間程度も削減と、財政効果を年間22億円程度見込めると算出しました。また、システム導入の1年目にアンケートやヒアリング調査をした結果、年間103時間程度の削減効果があったというふうに示していました。ただ、年間100時間程度の削減効果があっても、あくまで事務作業の効率化であり、削減した分を、生徒指導や部活動などに充てる教員がほとんどであるため、勤務時間が短くなったということは少ないということでした。本市において、昨年10月から本年1月にかけて、教職員の勤務実態調査が行われましたが、既に校務支援システムを利用しているながらも、勤務時間や休日の課題が大きいということが示され、札幌市と同様の傾向にあるというふうに考えられます。教員は、事務作業を減らし、児童生徒と向き合う時間を増やすことが教員としての本意であるため、校務支援システム導入は仕事のやりがいにつながると思います。そこで校務支援システムの導入効果について、教員の働き方にどのような変化があったか伺います。

◎答 弁

校務支援システムの導入による教員の意識の変化につきましては、成績処理や、学籍・保健関係書類の作成等の事務処理に関して、効果を実感している教員が増えているところでございます。その理由といたしましては、データを一元化することにより、データ入力の作業時間が削減されることや、転記による間違いが減少すること等が考えられます。このことから、教員が授業をはじめ、子どもと向き合える時間が増えたと実感できていると考えております。

◎質問③

次に、校務支援システムの使用状況について伺います。校務支援システムを導入し、掲示板や回覧板機能を利用し、校内で情報共有を図ることや、担任間で児童生徒の情報を引き継ぐことも可能になります。しかしながら、全員が使用しているわけではなく、使用している教員と、そうで

ない教員が存在していることは非効率であると考えます。システム導入から4年目になり、2年後には新しいシステムに移行していくこととなりますが、支援級や支援学校のような個別のケースの多い学級の除き、普通級においては全ての教員が校務支援システムを利用すべきと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

校務支援システムには、児童生徒の成績処理や学籍、保健関係書類作成機能など、すべての学校が統一して行っている根幹となる機能と、グループウェアである掲示板や回覧板など、学校や個人で活用を選択できる付帯機能等がございます。根幹となる機能は、すべての学校で活用されており、付帯機能につきましては、各学校の利用状況が異なっている状況ではございますが、導入当初に比べ、現在は多くの教員に活用されているところでございます。

また、校務用パソコンにおきましては、児童生徒の情報を安全に教員間で共有するとともに、引き継ぐことが可能となっておりますので、今後も、機能の紹介や、様々な活用方法を示すことにより、多くの教員が効果的に活用できるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

◎質問④

現在のシステムは平成31年度までの期間ということで、平成29年度中に、次期校務支援システムに向けてのヒアリング調査が行われたと伺っております。ヒアリング調査は、小中学校、特別支援、保健とワーキンググループが分かれての調査が行われたようですが、通常のアンケート調査とは異なり、課題の抽出にとどまらず、次期システム導入時の改善点の提案もあるというふうに思います。まず、校務支援システムの校内の運用について伺います。それぞれの学校において、システムの利用の範囲や登録作業の担当者は異なっている点が課題として挙げられています。この点は、新システム移行に関係なく対応ができると考えられますが、校務支援システムの運用の統一化は検討できると考えられますが、見解を伺います。

◎答 弁

校務支援システムの利用の範囲につきましては、根幹となる機能は、すべての学校が統一して活用しているところでございます。付帯機能につきましては、各学校の規模や状況に応じて、活用されているところでございます。

また、担当者につきましては、学校全体の教育課程の編成・実施に携わる教務主任を中心に、学校体制を整え、運用されております。

しかしながら、業務の標準化は重要であると考えておりますので、今後も、学校の実情を考慮しながら、年間の作業手順表や各種マニュアルを提供する等、引き続き業務の標準化に取り組んでまいります。

◎質問⑤

7月に視察した札幌市では、平成30年度に校務支援システムの新システムへの移行が行われたとのことで、データの移行や使い方等にある程度の時間を要したと伺っております。また、データの移行だけでなく、現在は交通費や出張旅費等のシステムは、別システムに本市はなっておりまして、共有パソコンでしか処理できないと伺っております。そこで、新システム移行時にデータ移行をスムーズに行うことは検討されていると思いますが、現状で別システムになっているものを共有できるよう検討を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

教職員のパソコンの利用につきましては、セキュリティの確保等の観点から、校務系パソコン

と行政系パソコンを分けて設置し運用しております。そのため、業務によって端末が異なる状況となっております。

現在、システムの最適化の観点から、教職員の業務端末の在り方や技術的な検証を含め、関係部署と連携を図りながら検討を進めているところでございます。

◆学校給食における食物アレルギー対応について

◎質 問

学校給食費事業について伺います。

学校給食における食物アレルギー対応を行っている児童生徒数と近年の推移について伺います。併せて、学校現場でのアレルギー対応における教職員や栄養士の取組について及び配膳誤りや事故件数等、ヒヤリハットはどのくらいあり、かつ、これらを防ぐためにどのような喚起をしているのか伺います。

長崎県ではアレルギー対応へのチェック機能をより一層強化する為、スマートフォンのアプリで確認できる新しい管理システムを導入したとのことです。具体的には、栄養教諭が確認して作成した献立を、保護者にスマホでヶ月分の対応食を確認してもらったり、アレルギー対応食が該当児童生徒にいったかを複数の職員がチェックできるシステムです。本システムは他都市に貸し出し可能となっており、本市としても導入すれば一層のアレルギー対応への取組が充実されるかと考えますが、本システム導入に対する見解について伺います。

◎答 弁

はじめに、学校給食において食物アレルギー対応を行っている過去3年間の児童・生徒数の推移につきましては、小学校においては、平成28年度は501人、29年度は552人、30年度は554人でございます。

中学校においては、自校方式・小中合築校方式の4校で完全給食を開始した28年度は15人、共同調理場方式を含めて全校で実施した29年度は204人、30年度は218人でございます。

次に、学校現場での食物アレルギー対応につきましては、各学校において、国の「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び、「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応マニュアル」に基づき、学校給食における食物アレルギー対応を行っているところでございます。具体的には、学校生活管理指導表を基に管理職、養護教諭、学校栄養職員等と保護者による個別面談を実施し、個々の児童生徒の状況を把握した後、校内食物アレルギー対応委員会において、対象となる児童生徒ごとに対応内容を検討し、対応を決定しております。

また、対応が必要な児童生徒の保護者と学校との間で、事前に原因食物などの情報共有を行い、対応当日には、関係職員が情報を確認し、対象の児童生徒へ除去食を間違いなく提供するほか、誤配や誤食が起きないように校内体制を整えているところでございます。

次に、学校給食における食物アレルギー事故件数等につきましては、平成28年度から現時点までの期間におきまして、いわゆるヒヤリハットとしての報告はございませんが、食物アレルギー事故につきましては、小学校において6件の報告がございました。食物アレルギー事故発生時には、各学校が「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき迅速に対応し、いずれの事案も早期に回復しております。当該校におきましては、直ちに原因を明らかにし、再発防止に向けた取組について、全教職員で共有を図ったところでございます。

また、食物アレルギー事故の防止につきましては、学校管理職や養護教諭、学校栄養職員等を対象としたアレルギー研修会等において、各学校における確認作業を徹底するなど人的ミスによる事故が起らないよう指導しているところでございます。

次に、「給食アレルギー管理システム」につきましては、長崎県におきまして、県内の公立教育機関を対象に、全国初となるクラウド型サービスによる「給食アレルギー管理システム」の提供が、今年4月から開始されたと同っております。

当該システムの本市への導入につきましては、その効果について検証が必要であるとともに、既存の給食管理システムとの整合や、導入にあたっての費用等の課題もございますので、今後、

研究してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（10月5日）みらい ■

◆障害児の就学と医療的ケア事業について

◎質問

障害児の就学と医療的ケア事業について教育長に伺います。

総合教育センターにおける、障害児童の就学相談件数が大きく増加をしております。さらに増加する傾向で、昨年度は総合教育センターの指導主事が一人で100件を超える相談件数を抱えている現状があります。保護者が地域の学校への就学を希望するケースも増えていることから、地域の学校、教育委員会指導課そして保護者との情報の共有と連携を丁寧に行う上からも、人員の増員が必要と考えますが伺います。

次に、総合教育センターと地域の学校とで、対象児童の情報を把握するタイミングが異なるケースがあると仄聞します。特に医療的ケアが必要な児童の場合、どこに学籍をおくのか、どのような医療的ケア支援が必要となるのか、時間をかけ丁寧に決定する必要があります。改善方法について伺います。

次に、医療的ケアについて、特定行為以外の高度な医療的ケアへの対応について伺います。また、気管カニューレについて、これは本来抜けてしまうものと認識しています。ところが、抜けた場合には「保護者を呼ぶか、救急搬送するか」の対応が教育委員会から指導されていると仄聞します。看護師がこの対応をできるように、保護者の意向のもとに、児童個々、個別の対応の判断へと変更ができないのか、伺います。

◎答弁（教育長答弁）

はじめに、就学相談についてでございますが、これまでも、就学に向けて、就学予定校及び関係機関とは連携を図っているところでございますが、特別支援学校への就学を希望するケース、地域の小学校への就学を希望するケースなど、多様化する教育的ニーズや要望に対しまして、必要な情報共有や連携を、より丁寧に行える相談体制を整えることは、大切であると考えております。

今年度、心理臨床相談員1名を増員するとともに、新たに、特別支援教育就学相談専門員1名を配置し、相談体制の充実を図ったところでございます。今後も、相談に対応する職員増員による効果の検証を行い、より良い相談体制の在り方について検討してまいります。

次に、医療的ケア支援についてでございますが、障害のある児童については、障害の状況を踏まえて、最も安全で的確な指導を提供できる学びの場を、就学先として決定しているところでございます。

その上で、医療的ケアが必要な児童の場合は、必要な医療情報などを保護者から提供していただき、学校との情報共有を密に行いながら、安心安全な医療的ケアの実施に向けて、より一層の環境整備に努めてまいります。

次に、特定行為以外の高度な医療的ケアを必要とする児童への対応についてでございますが、最も適切な場における教育を受けるために、安心安全な医療的ケアを実施することが必要である一方、高度な医療的ケアの安全な実施や、専門性や経験を有する看護師の確保、緊急時対応等の課題もあると認識しているところでございます。

まずは、常勤看護師を配置している市立田島支援学校におきまして、医療的ケアに関する教員の研修の実施、医療機関との連携、保護者との役割分担、緊急時対応等の課題について今年度整理を始め、来年度以降、個々の児童の状況に合わせて具体的に検討してまいります。

また、気管カニューレが抜けた場合の対応につきましては、生命が危険な状態等のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合に限り、看護師が対応できるとされているところでございます。

◎再質問

障害児の就学と医療的ケア事業について、教育長に再質問いたします。

就学相談の増加と多様化する教育的ニーズや要望に対して、「より良い相談体制の在り方について検討していく」との答弁でした。

特に、医療的ケアが必要な児童の学籍の決定については、就学相談に当たる人材の確保と併せて、当該児童が要望する医療的ケアの内容の把握なども重要となります。従来からも、保護者から医療機関からの情報など任意に入手しているとのことですが、最終的に学籍を決定する教育支援会議においても担当医からの正式な診断書の所見が、重要な判断材料の一つとなると仄聞するところです。

そこで、教育委員会関係者の情報共有の効率化と保護者との合意形成の迅速化を図ることを目的に、医療的ケアが必要となる児童については、教育委員会が情報として必要な論点、ポイントを示した上で、担当医の所見としての診断書を事前に求めることを制度化することを検討できないのか伺います。

次に、気管カニューレが抜けた場合の対応については、「生命が危険である緊急性があり、かつ、直ちに医師の治療・指示が受けられない場合のみ、看護師が対応できる」との答弁でした。

気管カニューレが抜けた際に、主治医の指示により緊急とされないケースでは、救急車が到着するまで、看護師が再挿入できないというのが厚労省の見解とのことですが、これでは何のために、保護者のレスパイト及び児童の必要な場所で必要な教育が受けられるようにすることを目的として、看護師配置を拡充したのか理解に苦しみます。緊急事態になったときに救急車を待つだけでは、その場にいる看護師にとっても大変不安でありますし、そもそも気管カニューレの再挿入は、自宅や外出先であれば、保護者や本人が普通に行っている行為であります。

そこで、医療的ケア事業が拡大していく中で、気管カニューレが抜けた場合の対応の改善点について伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

はじめに、医療的ケアが必要な児童につきましては、これまでも、保護者を通じて可能な範囲で、医療情報等をご提出いただいているところでございます。

引き続き、最も適切な学びの場において教育を受けるために、障害の状況、学校生活で留意すべきこと、制限・制約事項、今後予定される治療等の医療的情報について、必要に応じ、保護者を通じて、主治医による診断書等の提供を受けるなど、就学相談の充実を図ってまいります。

次に、気管カニューレの再挿入につきましては、毎月行っている校内委員会で、主治医からの指示を確認しており、生命が危険な状態でなく、緊急性がない場合には、バッグバルブマスクを用いて、手動により呼吸の補助を行うなど、危険な状況を回避するような手立てを講じるなどの対応を図ることとしております。

◆川崎市スポーツ協会との随意契約について

◎質 問

本市と出資法人との随意契約について伺います。

文教分科会では、教育委員会と川崎市スポーツ協会が平成29年度に交わした随意契約について質疑しました。教育委員会OBが再就職を長年続けている法人との随意契約については、事業の内容や積算根拠等、透明性を一層確保するよう求めたところです。

議論の過程で明らかになったことは、事業を実施するにあたり、スポーツ協会のスタッフに支払われていた運営人件費等の単価が高額に設定されていたことです。また、他の支出科目についても調査したところ、曖昧な科目設定が複数見受けられました。

教育委員会は、スポーツ協会に対し事業費の内訳をどのように確認したのか、具体的に伺います。また、昨今、スポーツ協会の収支については赤字が続いていますが、本事業の委託料からスポーツ協会の運営費に流用されていないのか伺います。

◎答 弁

はじめに、スポーツ協会への事業費の内訳の確認につきましては、業務完了報告書に添付された、決算書及び実施実績表に基づいて確認をしたところでございますが、記載に誤りや、事業費の積算に関わる内訳の不備があり確認が不十分であったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

また、一部疑義が生じている点につきましては、現在、調査を行っているところでございますので、結果に応じて、明らかにしてまいりたいと存じます。

次に、委託料の用途につきましては、今般の文教分科会における御指摘を踏まえまして、決算書に示された、「事務人件費」「運営人件費」の詳細な内容を確認し、協会の運営費への流用は認められなかったところでございます。

今年度の事業につきましては、業務完了報告の際に決算書の内訳や成果物等、内容の詳細についても確認を行うなど、適切な対応を図ってまいります。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（10月5日）無所属 重富議員 ■

◆学校施設における定期点検の不備（ブロック塀）について

◎質問①

学校施設に対する定期点検について、教育次長に伺ってまいります。

この定期点検は、建築基準法第12条などに基づいて行われるもので、本市では、この定期点検の結果を基に学校カルテを作成していただいております。今回、平成29年度に作成された学校カルテをチェックしておりまして、気になる点がありましたので議論をしたいと思います。

学校カルテには「ブロック塀有無」という欄がありまして、幸町小学校のカルテには「無し」と記載されております。つまり、幸町小学校にはブロック塀は存在しないという点検結果が出ていました。一方で、今年7月26日の文教委員会でご報告をいただきました現地調査では、幸町小学校にはブロック塀がありまして、早急に撤去すべきであるという学校に含まれております。

私は、この定期点検が正確に行われていないのではないかという理解をしておりますので、まず、その確認を教育次長にお願いしたいと思います。

◎答 弁

市立学校の施設設備に係る定期点検につきましては、消防法第17条第1項等に基づく消防用設備点検のほか、建築基準法第12条第2項等に基づく、いわゆる「12条点検」といたしまして、校舎・体育館をはじめとする学校施設全般を対象に、一級建築士、二級建築士等の有資格者による施設の損傷、腐食その他の劣化状況に関する点検等を実施しており、ブロック塀を含む一部の工作物につきましても対象となっております。

本市では、この12条点検実施の際に、文部科学省が作成した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に基づいて照明器具や窓ガラスの点検・判定等を実施するなど、各学校における日常点検と併せて、適切な維持管理に努めているところでございます。

また、学校カルテにつきましては、全市立学校の施設状況に関する情報を一元化し、校舎や体

育館の効率的な施設管理を目的としたデータベースでございます。

その内容といたしましては、学校施設の構造や面積、建築年月などの基本情報や、現地調査等に基づく「安全性」、「快適性」、「学習活動への適応性」、「環境への適応性」等の観点からの評価結果、さらに、修繕履歴や定期点検の結果などの関連情報を加え、適宜情報を更新しながら、学校施設の改修計画の立案や維持管理等に活用しております。

◎質問②

正確ではないということによろしいですか。

◎答 弁

今回、「現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等」として設置が確認された24校のうち、投てき板を除く18校中、学校カルテの「ブロック塀・万年塀」の欄に「無し」と記載がある学校は、10校ございました。

◎質問③

当然これは改善をしていただかなければいけませんので、本日は2点に論点を絞りまして、改善点と報告のあり方について伺います。まず、改善点について伺います。

◎答 弁

学校施設における点検におきましては、ブロック塀等の工作物につきましても対象となっているところでございますが、ブロック塀の設置状況は様々であり、プールが点検対象となっていないことから、その目隠しとして設置されている場合などは、プールの一部として認識したことにより点検対象とされなかったと考えております。

本点検の主たる目的は、建築物ごとに敷地及び構造、建築設備の劣化・損傷の状況を点検し、安全性の確保を図ることでございますが、今回のブロック塀等の現地調査を踏まえまして、これら学校周辺の工作物についても、改めて、点検の重要性を認識したところでございます。

今後につきましては、点検が遺漏なく行なわれるよう、仕様の見直しなどに努め、適正な履行確認を行ってまいります。

◎質問④

次に、報告のあり方についてですが、7月26日に文教委員会で18校を含む24校について御報告をいただきました。この時点で、点検結果と現地調査の結果に齟齬があるという事実を、次長は認識をしていたのかしていなかったのかお答えください。

◎答 弁

6月18日の地震発生以後、現地調査を実施し、「現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等」について、7月13日に調査結果を公表したところでございますが、7月11日に県により、12条点検結果と現地調査との相違があるとの報道発表があり、この間、本市でも照合を行い、同様の事例があると認識したところでございます。

私もこの11日の県の報道発表を拝見したところでございます。

◎質問⑤

7月26日の文教委員会で報告のときに次長は既に知っていたということによろしいですか。

◎答 弁

承知をしておりました。

◎質問⑥

市長にもお伺いをしたいと思うんですけれども、この12条点検の結果と今回の現地調査の結果に齟齬があったということを、市長はいつ教育委員会から報告を受けたのでしょうか。

◎答 弁（市長答弁）

今回の質疑のやり取りの際に知りました。

◎質問⑦

市長は、この報告の有無について、またこの時期について、どのようにお感じになられますか。

◎答 弁（市長答弁）

今回の質疑の中のポイントは2つあって、1つは緊急のブロック塀の点検、そしてもう一つが12条点検ということだと思いますが、ブロック塀の現地調査につきましては、緊急に実施する必要がありましたので、まず現地を見て把握するということが大事だと思います。

12条点検につきましては、言われるとおり、学校施設のみならず、というところでしょうかから、今回の反省点としては仕様書にややあいまいなところがあると。先程、教育次長が答弁いたしました。今回のことを踏まえて点検をして、しっかりとした仕様で出せるようにということが重要であると思っております。

◎質問⑧

今後の方向性については、私も市長と全く同じ考えです。私が問題だと思うのは、この情報が教育委員会内にとどまっていたということです。市長は、この点検の結果に齟齬があるということを、この議場でお話しいただく勉強会の中で知ることではなくて、事前に7月もしくは8月の段階で、緊急的な撤去に目途が立った段階では少なくとも知っておくべきだったと考えるのですが、市長はこのタイミングで教育委員会から報告を受けたことについてはどのようにお考えでしょうか。

◎答 弁（市長答弁）

できる限りこのようなことは早めに教えてほしいということは当然のことだとは思いますが、まず、緊急的な現地でのチェックということが大事でしたので、早急に行って、私は報告を受けております。そういった意味では、まず、安全が確保できているということだと思います。

恒常的に行われることにつきましては、教育委員会にとどまらず、全庁的に情報共有がなされていくべきだと考えております。